

市長定例記者会見

と き：令和5年8月31日（木）

午前11時00分から

ところ：市役所静岡庁舎8階 市長公室

- 1 諸子沢地内 地すべり防災対策委員会について 【治山林道課】
- 2 9月補正予算案の概要 【財政課】
- 3 循環型社会を目指した廃棄物政策の推進について 【ごみ減量推進課】

◇幹事社代表質問 担当「SDT」

次回の予定 9月12日（火） 午前11時00分～

(仮称)葵区諸子沢地内 地すべり防災対策委員会について

1 要 旨

葵区諸子沢地区で発生した大規模な地すべりについて、学識経験者等の意見をうかがい、効果的な地すべり防災対策を検討することを目的とする、「(仮称)葵区諸子沢地内 地すべり防災対策委員会」を設置する。

委員会での検討内容

現状の評価、防災対策（調査、対策、監視、避難体制の検討）

今後のスケジュール

9月初旬に防災対策委員会設置・第1回委員会開催予定(公開)、年内2～3回予定

2 委員(案)

所属・役職等	氏名
静岡大学教授	今泉 文寿
静岡大学教授	北村 晃寿
静岡理工科大学教授	中澤 博志
森林総合研究所	調整中
静岡県経済産業部森林・林業局森林保全課長	大川井 敏文
静岡県交通基盤部参事兼砂防課長	杉本 敏彦
静岡県中部農林事務所農山村整備部長	岩崎 雄一郎

※敬称略

3 オブザーバー(案)

所属・役職等	氏 名
林野庁森林整備部治山課	調整中
国土防災技術株式会社 技術本部理事	小川内 良人

※敬称略

4 事務局

静岡市経済局農林水産部治山林道課

担当：治山林道課(354-2145)

令和5年度 9月補正予算（案）について

1 ポイント

- 9月補正予算（案）の規模
41億1,487万円【債務負担行為 36億9,781万円】（全て一般会計）
- 「子育て・教育環境の充実」、「地域経済の活性化」、「安全・安心の確保」の3つを柱に予算を編成

2 事業概要

（1）子育て・教育環境の充実 3,300千円【債務負担行為 134,000千円】

○特別教室空調設備整備事業 【債務負担行為 134,000千円】

近年の気温上昇による熱中症等のリスクから児童生徒の健康を守り、学習環境を改善するため、空調設備の整備が完了している普通教室に加え、音楽室や理科室等の特別教室についても整備を進める。

令和8年の夏までに市立小中学校 113校の特別教室 851室の空調設備を整備するため、まずは、特別教室の利用率が高い中学校 41校の 411室分の空調設備の設計を実施する。

○学校給食における持続可能な「食」と「農」を考える食育事業 3,300千円

生産性の向上や有機農業の推進などの次世代型農業に転換する取組が重要となっている。

規格外農産物の有効活用や有機農産物の販路を拡大するとともに、学校給食を通じた食育を推進するため、市立小中学校の給食で提供する規格外農産物等を活用した加工品を開発する。

（2）地域経済の活性化 15,000千円【債務負担行為 73,500千円】

○企業立地用地開発可能性調査事業 10,000千円

本市では、企業からの立地の相談に対して、企業が求める条件に合った土地情報の件数が不足していることから、具体的な立地に結びつきにくい。

企業立地の実現のためには、より多くの開発適地を見出し、創出し、その情報をリスト化し、公開することが有効である。このため、開発可能性がある土地を抽出し、インフラや法規制の状況などの調査を実施した上で、情報を公開するシステムを構築する。

○お茶の海外輸出促進事業 5,000千円

茶業の成長産業化に向けて、お茶の需要が高まる海外への輸出を促進する必要があるが、茶業者の多くに輸出へのノウハウが十分でないこと等が課題となっている。

海外における販路を開拓するため、リーフ茶の輸入比率や購入単価が高いフランスにおいて、茶業者の営業活動の支援を行うプラットフォームを構築する。

このため、フランスへの輸出のノウハウを有する事業者を選定し、現地における営業代行や商談から契約までのコーディネートを実施する。

次頁あり

○静岡都心地区都市デザイン推進事業 【債務負担行為 55,000 千円】

まちの魅力を向上させるための統一した都市デザインをまちづくりに反映するために、その都市デザインを市民と共有や共感し、公民共創による取組に結びつけていくことが重要である。

静岡都心地区において、令和6年度末までに都市デザイン指針や青葉通り周辺エリア等における基本計画等の策定を行う。

※清水都心地区においては、令和6年度からまちなか再生指針の策定に着手予定

○静岡都心地区建物更新手法検討事業 【債務負担行為 18,500 千円】

静岡都心地区において、都市デザインと事業成立性の両面から実現可能性のある再開発事業等を促進するため、事業手法を整理検討する。

(3) 安全・安心の確保 998,142 千円【債務負担行為 3,000,000 千円】

(主な事業)

○消防ヘリコプター機体更新事業 【債務負担行為 3,000,000 千円】

平成19年度に導入した現在の消防ヘリコプターは、機体の点検費用の増加や整備に伴う運休期間の長期化が課題となっている。また、現在の機体の性能では、高山岳地における救助活動などで制約を受けることがある。

航空消防活動の維持や災害対応能力の強化を図るため、令和8年度からの新機体による運用に向け、消防ヘリコプターの機体を更新する。

○森林現況調査事業 18,000 千円

森林の荒廃による土砂の流出量の増加が、近年、山地災害が頻発している原因の一つと考えられる。

森林所有者等への造林指導等を的確に実施し、森林を適正に管理するため、3次元点群データ（静岡県のオープンデータ）や衛星画像を用いて、造林未済地や無届伐採地等の裸地を把握するための調査を実施する。

○道路災害復旧事業 732,000 千円

○林道災害復旧事業 234,500 千円

令和5年6月2日の台風2号で被災した道路・林道を復旧する。

道路：(主) 南アルプス公園線（葵区坂ノ上）など7路線8か所

林道：林道細木線（葵区桂山）など5路線5か所

(4) その他 3,098,426 千円【債務負担行為 490,312 千円】

決算の確定に伴う財政調整基金への3,420,000千円の積立金や施設の修繕事業費などを計上する。

担当：財政課 (221-1026)

①

令和5年度
9月補正予算(案)のポイント

令和5年8月31日



令和5年度9月補正予算(案) 41億1,487万円【債務負担行為 36億9,781万円】

(一般会計:41億1,487万円【債務負担行為 36億9,781万円】)

※令和5年度予算額の累計 全会計 6,860億9,635万円 うち一般会計 3,618億8,515万円

1 ポイント

「子育て・教育環境の充実」、「地域経済の活性化」、「安全・安心の確保」の3つを柱に予算を編成

- 「子育て・教育環境の充実」として、学習環境を改善するため、市立中学校の特別教室への空調設備の設計を実施する。また、規格外農産物の有効活用や有機農産物の販路を拡大するとともに、学校給食を通じた食育を推進するため、規格外農産物等を活用した加工品を開発する。
- 「地域経済の活性化」として、企業立地を促進するため、開発可能性がある土地を抽出し、インフラや法規制の状況などを調査する。また、お茶の海外への輸出を促進するため、茶業者の海外における営業活動の支援などを実施する。
- 「安全・安心の確保」として、航空消防活動の維持や災害対応能力の強化を図るため、消防ヘリコプターの機体を更新する。また、適正な森林管理を推進するため、市内森林における裸地を把握する調査を実施するほか、台風2号で被災した道路・林道の復旧などを実施する。
- その他、決算の確定に伴う財政調整基金への34億2,000万円の積立金や施設の修繕事業費などを計上する。

2 予算(案)の規模

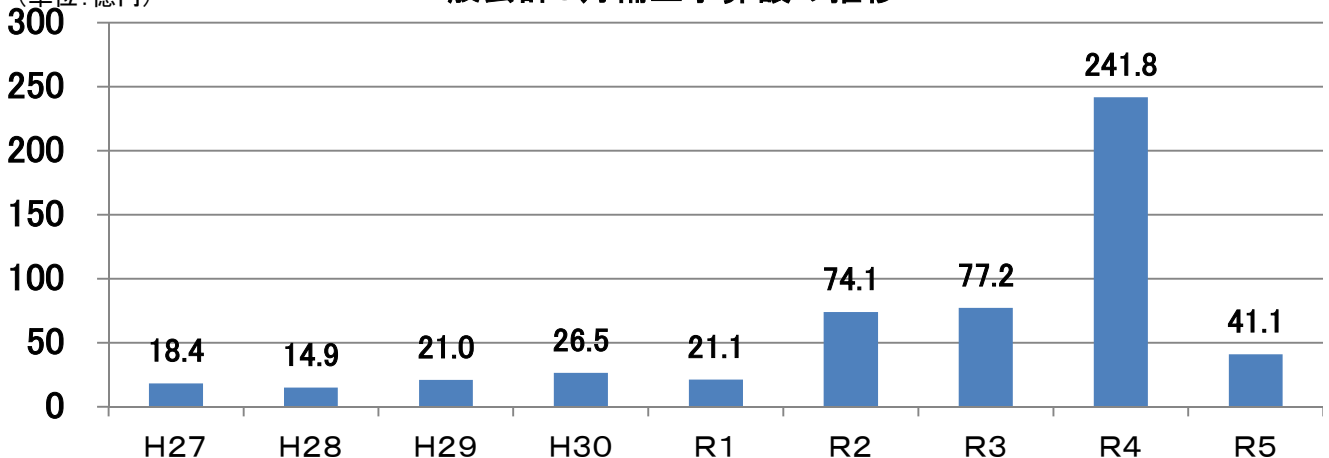
- 一般会計の補正予算の規模は約41億円の増額で、前年度と比較すると約201億円の減少。

(単位:千円、%)

区分	令和5年度 9月補正予算額	令和4年度 9月補正予算額	増減額	増減率
一般会計	4,114,868	24,183,216	△ 20,068,348	△ 83.0
特別会計	—	2,228,917	△ 2,228,917	皆減
企業会計	—	120,370	△ 120,370	皆減
合計	4,114,868	26,532,503	△ 22,417,635	△ 84.5

一般会計9月補正予算額の推移

(単位:億円)



※一千万円未満は四捨五入

3 予算(案)の財源

- 特定財源としては、主に台風2号の災害復旧事業に伴う国庫負担金、県補助金のほか、市債などを活用した。
- 一般財源としては、地方交付税、臨時財政対策債、令和4年度の決算剰余金(繰越金)を財源とした。

4 主要事業

A 子育て・教育環境の充実 3,300 千円 〔 債務負担行為 134,000 千円 〕

【要旨】

- 近年の気温上昇による熱中症等のリスクから児童生徒の健康を守り、学習環境を改善するため、空調設備の整備が完了している普通教室に加え、音楽室や理科室等の特別教室についても整備を進める。
令和8年の夏までに市立小中学校113校の特別教室851室の空調設備を整備するため、まずは、特別教室の利用率が高い中学校41校の411室分の空調設備の設計を実施する。
- 生産性の向上や有機農業の推進などの次世代型農業に転換する取組が重要となっている。
規格外農産物の有効活用や有機農産物の販路を拡大するとともに、学校給食を通じた食育を推進するため、市立小中学校の給食で提供する規格外農産物等を活用した加工品を開発する。

【個別事業の概要】

(単位:千円)、()内の数字は債務負担行為の限度額

事業名	特別教室空調設備整備事業 【債務負担行為 期間:令和6年度】				
補正額	事業費	国・県	市債	その他	一般財源
	(134,000)		(100,500)		(33,500)
目的	市立小中学校に空調設備を整備することで、熱中症等のリスクから児童生徒の健康を守り、学習環境を改善する。				
1 内容	市立中学校の特別教室に設置する空調設備の設計を実施 ・対象校数 市立中学校41校 411室 ※特別教室に設置する空調設備整備の全体概要(予定) ・対象校数 小学校72校440室、中学校41校411室、計113校851室 ・整備期間 令和5～6年度 設計(中学校分) 令和6年度 設計(小学校分) 令和6～7年度 工事(中学校分) 令和7～8年度 工事(小学校分)				
事業名	学校給食における持続可能な「食」と「農」を考える食育事業				
補正額	事業費	国・県	市債	その他	一般財源
	3,300				3,300
目的	規格外農産物等を学校給食に活用することで、規格外農産物の有効活用や有機農産物の販路を拡大するとともに、学校給食を通じた食育を推進する。				
2 内容	規格外農産物等を活用し、市立小中学校の給食で提供する加工品を開発 ・開発数 2品 ・加工例 規格外農産物 → 冷凍加工品(一次加工)、コロッケなどの調理加工品(三次加工) 令和6年度以降、開発した加工品を活用した給食を提供する予定 ※規格外農産物や有機農産物の学校給食への活用に向けた検証(令和5年度現計予算で対応) ・小規模学校給食センターにおいて、規格外農産物や有機農産物の品質確認や調理工程等を検証				

○規格外農産物の活用例



大きさや色にムラがある枝豆



冷凍枝豆(一次加工)



コロッケ(三次加工)

B 地域経済の活性化(1)

15,000 千円
〔 債務負担行為 73,500 千円 〕

【要旨】

- 本市では、企業からの立地相談に対して、企業が求める条件に合った土地情報の件数が不足していることから、具体的な立地に結びつきにくい。
企業立地の実現のためには、より多くの開発適地を見出し、創出し、その情報をリスト化し、公開することが有効である。このため、開発可能性のある土地を抽出し、インフラや法規制の状況などを調査した上で、情報を公開するシステムを構築する。
- 茶業の成長産業化に向けて、お茶の需要が高まる海外への輸出を促進する必要があるが、茶業者の多くに輸出へのノウハウが十分でないこと等が課題となっている。
海外における販路を開拓するため、リーフ茶の輸入比率や購入単価が高いフランスにおいて、茶業者の営業活動の支援を行うプラットフォームを構築する。
このため、フランスへの輸出のノウハウを有する事業者を選定し、現地における営業代行や商談から契約までのコーディネートを実施する。

【個別事業の概要】

(単位:千円)、()内の数字は債務負担行為の限度額

1	事業名	企業立地用地開発可能性調査事業				
	補正額	事業費	国・県	市債	その他	一般財源
		10,000				10,000
	目的	開発可能性のある土地を調査し、開発適地の情報をリスト化・公開することで、企業立地を促進する。				
	内容	<p>企業立地用地の確保に向けて、開発適地の情報をリスト化し、公開するため、開発可能性のある土地を抽出し、現況調査を実施</p> <p>・対象地域 ①平成27～28年度に調査した地域(既存調査地の再検証) 新東名新清水・清水いはら・新静岡インターチェンジ周辺、 東名清水インターチェンジ周辺、国道1号バイパス各インターチェンジ周辺</p> <p>②都市計画区域における調査未実施地域(追加調査) 新東名静岡スマートインターチェンジ周辺、国道1号バイパス沿線由比・蒲原周辺、 国道150号沿線小坂・用宗周辺、その他日本平など</p> <p>・調査内容 ①開発可能性のある土地の抽出</p> <p>②抽出した土地の現況調査 (地形、接道状況、上下水道等インフラの整備状況、法規制の状況、周辺状況など)</p> <p>③現況を踏まえた開発の支障となり得る課題の解決手法の整理 →調査結果を踏まえ、土地の評価等を行い、開発適地の情報をリスト化、公開</p>				
2	事業名	お茶の海外輸出促進事業				
	補正額	事業費	国・県	市債	その他	一般財源
		5,000				5,000
	目的	茶業者の海外における継続的な営業活動を支援することで、静岡市産茶の海外販路の拡大を図る。				
	内容	<p>フランスにおける茶業者の継続的な営業活動を支援するため、現地での営業代行や情報発信などを実施</p> <p>・支援対象 輸出を検討している茶業者</p> <p>・支援内容 ①現地での営業代行や商談から契約までのコーディネートの実施</p> <p>②茶農家・茶商の商品等のPRページを制作</p> <p>③現地のメディア・現地のマスコミを通じた情報発信</p>				

B 地域経済の活性化(2)

【要旨】

- まちの魅力を向上させるための統一した都市デザインをまちづくりに反映するために、その都市デザインを市民と共有や共感し、公民共創による取組に結び付けていくことが重要である。
静岡都心地区においては、令和6年度末までに都市デザイン指針や青葉通り周辺エリア等における基本計画等の策定を行う。
また、都市デザインと事業成立性の両面から実現可能性のある再開発事業等を促進するため、事業手法を整理検討する。
※清水都心地区については、令和6年度からまちなか再生指針の策定に着手予定。

【個別事業の概要】

(単位:千円)、()内の数字は債務負担行為の限度額

3	事業名	静岡都心地区都市デザイン推進事業				【債務負担行為 期間:令和6年度】
	補正額	事業費 (55,000)	国(1/2) (27,500)	市債	その他	一般財源 (27,500)
	目的	統一した都市デザインを市民と共有や共感することで、公民共創に基づく公共事業の実施及び民間事業を促進する。				
内容	統一したコンセプトによるまちづくりを推進するため、都市デザイン指針、基本計画等を作成 1 都市デザイン指針作成 空間特性の整理、指針の作成、指針運用体制の検討 など ・対象地域 静岡都心地区(商業・業務ゾーン) 2 基本計画作成 具体的な空間デザインの提案、基本計画の作成 ・対象地域 青葉通り周辺エリア、呉服町・紺屋町周辺エリア 3 詳細設計 JR静岡駅北口地下広場改修工事の詳細設計 ・対象地域 JR静岡駅周辺エリア 北口(JR静岡駅北口地下広場) ・実施期間 令和5年12月～令和7年3月(令和7年3月公表予定)					
4	事業名	静岡都心地区建物更新手法検討事業				【債務負担行為 期間:令和6年度】
	補正額	事業費 (18,500)	国(1/2) (9,250)	市債	その他	一般財源 (9,250)
	目的	静岡都心地区における実現可能性がある再開発事業等の事業手法を整理検討することで、既存建物の更新を促進する。				
内容	実現可能性のある再開発事業等の整理検討及び事業効果の試算を実施 ・実施内容 ①対象地域内における現状把握及び商圈分析 ②再開発事業による実施場所・規模・用途の整理検討 ③再開発事業実施に伴う事業効果の試算 ・対象地域 再開発促進地区(静岡地区) ※JR静岡駅北側 ・実施期間 令和5年12月～令和7年3月(検討内容は都市デザイン指針等と調整・反映)					



【通りの性格】	【広場・溜まり空間】
<ul style="list-style-type: none"> 赤線: 駅を中心に水辺とまちを結びつける交流の主軸 オレンジ線: 交流の主軸を補い沿道土地利用とセットでにぎわいを創り出す通り 緑線: 駅と水辺を結びつける憩いの通り 点線: 駅周辺の路地的通り 	<ul style="list-style-type: none"> 緑丸: メインの広場・溜まり空間(人々が集う広場) オレンジ丸: ゆとりと一体感のある空間を創り出すまちかど・交差点 青矢印: 駅と周辺エリアとの連携

都市デザイン指針のイメージ(長崎市)

C 安全・安心の確保(1)



【債務負担行為 998,142 千円
3,000,000 千円】

【要旨】

- 平成19年度に導入した現在の消防ヘリコプターは、機体の点検費用の増加や整備に伴う連休期間の長期化が課題となっている。また、現在の機体の性能では、高山岳地における救助活動などで制約を受けることがある。
航空消防活動の維持や災害対応能力の強化を図るため、令和8年度からの新機体による運用に向け、消防ヘリコプターの機体を更新する。
- 森林の荒廃による土砂の流出量の増加が、近年、山地災害が頻発している原因の一つと考えられる。森林所有者等への造林指導等を的確に実施し、森林を適正に管理するため、3次元点群データ(静岡県のオープンデータ)や衛星画像を用いて、造林未済地や無届伐採地等の裸地を把握するための調査を実施する。

【個別事業の概要】

(単位:千円)、()内の数字は債務負担行為の限度額

事業名	消防ヘリコプター機体更新事業					【債務負担行為 期間:令和6~7年度】
	補正額	事業費 (3,000,000)	国・県	市債 (3,000,000)	その他	一般財源 (0)
目的	消防ヘリコプターの機体を更新することで、航空消防活動の維持や災害対応能力の強化を図る。					
1 内容	令和8年度に導入から20年目を迎える消防ヘリコプターの機体を更新 ・主な性能 標高3,200mの山岳地(※)において、要救助者2名以上の救助が可能(現状:不可) ※市内最高峰 間ノ岳山頂3,190m 県外医療機関への搬送において、無給油で300km以上の航続が可能(現状:280km) ・時期 令和8年3月 新機体納入 令和8年4月~ 習熟訓練後、順次運用開始					 現消防ヘリコプター (愛称:カワセミ)
事業名	森林現況調査事業					
	補正額	事業費 18,000	国・県	市債	その他	一般財源 18,000
目的	市内森林における裸地を把握するための調査をすることで、森林所有者等への造林指導等につなげ、適切な森林の管理を図る。					
2 内容	3次元点群データ(静岡県のオープンデータ)や衛星画像を用いて、市内森林における造林未済地、無届伐採地等の裸地を把握するための調査を実施 ・調査面積 井川以北(南アルプス)を除く市内森林 54,112ha(市内森林全体面積 107,123ha) ・調査内容 ①3次元点群データの解析による地形の判読 ②最新の衛星画像と判読した地形の突合による裸地の把握 ③森林簿等との照合による森林所有者等の確認 → 結果を踏まえ、早期の現地調査や裸地の森林所有者等に造林などの確な指導等を実施 ※令和6年度以降、毎年撮影する衛星画像の変化をAIによる判別技術を活用し、継続的なモニタリングを実施。					 衛星画像と判読した地形の突合による裸地の把握(イメージ)




C 安全・安心の確保(2)

【要旨】

- 令和5年6月2日の台風2号で被災した道路・林道を復旧する。
- 葵区昼居渡の住民等が使用する井戸の水量が低下していることから、井戸を新設し、地域住民の生活用水を安定的に確保する。

【個別事業の概要】

(単位:千円)、()内の数字は債務負担行為の限度額

3	事業名	道路災害復旧事業				
	補正額	事業費	国(66.7/100)	市債	その他	一般財源
		732,000	488,244	243,700		56
	目的	令和5年6月2日の台風2号で被災した道路の復旧を実施する。				
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・被災箇所 (主)南アルプス公園線(葵区坂ノ上)など7路線8か所 ・実施内容 路肩復旧、兼用護岸復旧 など ・被災状況 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>(主)南アルプス公園線</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(主)藤枝黒俣線</p> </div> </div>				
4	事業名	林道災害復旧事業				
	補正額	事業費	県(65/100、1/2)	市債	その他	一般財源
		234,500	62,600	122,200		49,700
	目的	令和5年6月2日の台風2号で被災した林道の復旧を実施する。				
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・被災箇所 林道細木線(葵区桂山)など5路線5か所 ・実施内容 路肩復旧 など ・被災状況 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>林道細木線</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>林道有渡沢線</p> </div> </div>				
5	事業名	飲料水供給施設等整備事業費助成				
	補正額	事業費	国・県	市債	その他	一般財源
		13,642				13,642
	目的	住民等が使用する井戸の水量が低下していることから、井戸の新設を行い、地域住民の生活用水を安定的に確保する。				
	内容	飲料水供給施設等の管理団体が実施する井戸新設事業に対する助成 <ul style="list-style-type: none"> ・交付先 昼居渡簡易水道組合(葵区昼居渡) ・対象経費 調査井戸の試掘、井戸の新設工事 ・補助率 7/10 				

②

令和5年度
9月補正予算(案)の概要

令和5年8月31日



静岡市

令和5年度9月補正予算(案)の概要

1 予算規模

(単位:千円)

区	分	補正前の額	補正予算額	補正後の額
一般会計		357,770,278	4,114,868	361,885,146
特別会計		244,669,200		244,669,200
企業会計		79,542,000		79,542,000
合	計	681,981,478	4,114,868	686,096,346

2 補正額一覧表

一般会計

(単位:千円)

区	分	補正前の額	補正予算額	補正後の額
総務費		34,569,929	3,420,000	37,989,929
民生費		121,827,367	△ 357,574	121,469,793
衛生費		40,074,797	13,642	40,088,439
農林水産業費		4,536,311	59,000	4,595,311
商工費		8,206,050	10,000	8,216,050
教育費		45,807,623	3,300	45,810,923
災害復旧費		7,914,361	966,500	8,880,861
その他		94,833,840		94,833,840
歳 出 合 計		357,770,278	4,114,868	361,885,146
同上財源	地方特例交付金	1,075,000	△ 41,322	1,033,678
	地方交付税	27,000,000	882,198	27,882,198
	国庫支出金	71,569,828	355,097	71,924,925
	県支出金	21,438,752	△ 58,916	21,379,836
	繰越金	1,738,942	2,231,611	3,970,553
	市債	37,338,400	746,200	38,084,600
	その他	197,609,356		197,609,356
歳 入 合 計		357,770,278	4,114,868	361,885,146

【参考1】財政調整基金残高について

(単位:千円)

令和4年度末 基金残高(5月末)	11,641,850
------------------	------------

(単位:千円)

区 分	繰入額	積立額	基金残高見込み
令和5年度 当初予算	3,500,000	10,000	8,151,850
令和5年度 4月補正予算			8,151,850
令和5年度 5月補正予算			8,151,850
令和5年度 6月補正予算			8,151,850
令和5年度 9月補正予算		3,420,000	11,571,850
合 計	3,500,000	3,430,000	

【参考2】繰越金の状況(一般会計)

(単位:千円)

令和4年度 繰越金	6,832,583
-----------	-----------

(単位:千円)

区 分	予算計上額	予算累計額
令和5年度 当初予算	1,500,000	1,500,000
令和5年度 4月補正予算		1,500,000
令和5年度 5月補正予算		1,500,000
令和5年度 6月補正予算	238,942	1,738,942
令和5年度 9月補正予算	2,231,611	3,970,553
今後計上可能額(残額)		2,862,030

3 9月補正後予算額の推移(一般会計)

(単位:千円、%)

年 度	補正予算額	9月補正後予算額	補正後 予算額 対前年度比
平成26年度	2,230,159	280,153,719	3.9
平成27年度	1,837,671	286,703,169	2.3
平成28年度	1,492,012	286,077,076	△ 0.2
平成29年度	2,099,440	315,130,476	10.2
	追加補正 186,000		
	合計 2,285,440		
平成30年度	2,649,181	316,818,280	0.5
令和元年度	2,105,366	322,314,148	1.7
令和2年度	7,410,784	413,570,827	28.3
令和3年度	7,716,388	343,040,043	△ 17.1
令和4年度	9,562,032	369,077,353	7.6
	追加補正 4,100,000		
	追加補正(その2) 10,521,184		
	合計 24,183,216		
令和5年度	4,114,868	361,885,146	△ 1.9

4 事業の概要

(1) 一般会計

◎は新規事業、○は拡充事業、☆は臨時的事業

(単位:千円)

補正予算の ポイントの 区 分	施策・事業	予 算 額 ()内は、 補正前予算額	内 容 等
A 子育て・教育環境の充実			
A 2	◎ 学校給食における持続可能な「食」と「農」を考える食育事業 (学校給食課)	3,300 (0)	(事業内容) 規格外農産物等を活用し、市立小中学校の給食で提供する加工品を開発 ・開発数 2品 ・加工例 規格外農産物 → 冷凍加工品(一次加工)、 調理加工品(三次加工) 令和6年度以降、開発した加工品を活用した給食を提供する予定 ※規格外農産物や有機農産物の学校給食への活用に向けた検証(令和5年度現計予算で対応) ・小規模学校給食センターにおいて、規格外農産物や有機農産物の品質確認や調理工程等を検証
B 地域経済の活性化			
B 1	☆ 企業立地用地開発可能性調査事業 (産業振興課)	10,000 (7,487)	(事業内容) 企業立地用地の確保に向けて、開発適地の情報をリスト化し、公開するため、開発可能性のある土地を抽出し、現況調査を実施 ・対象地域 ①平成27～28年度に調査した地域(既存調査地の再検証) 新東名新清水・清水いほら・新静岡インターチェンジ周辺、東名清水インターチェンジ周辺、国道1号バイパス各インターチェンジ周辺 ②都市計画区域における調査未実施地域(追加調査) 新東名静岡スマートインターチェンジ周辺、国道1号バイパス沿線由比・蒲原周辺、国道150号沿線小坂・用宗周辺、その他日本平など ・調査内容 ①開発可能性のある土地の抽出 ②抽出した土地の現況調査 (地形、接道状況、上下水道等インフラの整備状況、法規制の状況、周辺状況など) ③現況を踏まえた開発の支障となり得る課題の解決手法の整理 →調査結果を踏まえ、土地の評価等を行い、開発適地の情報をリスト化、公開
B 2	◎ お茶の海外輸出促進事業 (農業政策課)	5,000 (0)	(事業内容) フランスにおける茶業者の継続的な営業活動を支援するため、現地での営業代行や情報発信などを実施 ・支援対象 輸出を検討している茶業者 ・支援内容 ①現地での営業代行や商談から契約までのコーディネートの実施 ②茶農家・茶商の商品等のPRページを制作 ③現地のメディア・現地のマスコミを通じた情報発信

補正予算の ポイントの 区分	施策・事業	予算額 ()内は、 補正前予算額	内容等
C 安全・安心の確保			
C 2	◎ 森林現況調査事業 (中山間地振興課)	18,000 (0)	<p>(事業内容) 3次元点群データ(静岡県オープンデータ)や衛星画像を用いて、市内森林における造林未済地、無届伐採地等の裸地を把握するための調査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査面積 井川以北(南アルプス)を除く市内森林 54,112ha(市内森林全体面積 107,123ha) ・調査内容 ①3次元点群データの解析による地形の判読 ②最新の衛星画像と判読した地形の突合による裸地の把握 ③森林簿等との照合による森林所有者等の確認 <p>→結果を踏まえ、早期の現地調査や裸地の森林所有者等に造林などの確かな指導等を実施</p> <p>※令和6年度以降、毎年撮影する衛星画像の変化をAIによる判別技術を活用し、継続的なモニタリングを実施。</p>
C 3	☆ 道路災害復旧事業 (道路保全課)	732,000 (4,430,200)	<p>(事業内容) 台風2号により被災した道路に係る災害復旧事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災箇所 (主)南アルプス公園線(葵区坂ノ上) など7路線8か所 ・実施内容 路肩復旧、兼用護岸復旧 など <p>【特定財源】 国庫負担金(66.7/100) 488,244 市債 243,700</p>
C 4	☆ 林道災害復旧事業 (治山林道課)	234,500 (510,000)	<p>(事業内容) 台風2号により被災した林道施設に係る災害復旧事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災箇所 林道細木線(葵区桂山)など5路線5か所 ・実施内容 路肩復旧 など <p>【特定財源】 県補助金(65/100、1/2) 62,600 市債 122,200</p>
C 5	☆ 飲料水供給施設等整備費助成 (保健衛生医療課)	13,642 (34,000)	<p>(事業内容) 飲料水供給施設等の管理団体が実施する井戸新設事業に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付先 昼居渡簡易水道組合(葵区昼居渡) ・対象経費 調査井戸の試掘、井戸の新設工事 ・補助率 7/10
D その他			
	☆ 清水西里温泉揚湯設備修繕事業 (中山間地振興課)	36,000 (0)	<p>(事業内容) 清水西里温泉浴場「やませみの湯」の揚湯設備の取替修繕を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修繕箇所 揚湯ポンプ1基、揚湯管42本(全55本中)の交換 など ・修繕時期 令和6年3月 修繕完了 令和6年4月 供用開始予定 <p>【特定財源】 市債 27,000</p>

◎は新規事業、○は拡充事業、☆は臨時的事業

(単位:千円)

補正予算の ポイントの 区 分	施策・事業	予 算 額 ()内は、 補正前予算額	内 容 等
	☆ 清水社会福祉会館 電源設備修繕事業 (福祉総務課)	24,420 (255,147)	(事業内容) 清水社会福祉会館の直流電源装置の取替修繕を実施 ・修繕箇所 直流電源装置 ・修繕時期 令和6年3月 修繕完了 【特定財源】 市債 21,900
	障害者福祉施設等 整備費助成 (障害福祉企画課)	4,250 (55,950)	(事業内容) 国の補助基準額の改定に伴う補助額の増額 ・交付先 特定非営利活動法人 ワーキングライフ静岡 ・整備予定地 葵区幸庵新田 ・施設内容 共同生活援助、短期入所 ・補助率 3/4 (施設の種類の、定員に応じた限度額あり) 【特定財源】 国庫補助金(2/3) 2,833 市債 1,100
	私立こども園・保育所等 施設整備費助成 (子ども未来課)	△ 386,244 (645,447)	(事業内容) 整備計画の変更及び国の補助基準額の改定に伴う補助額 の変更 ・交付先 学校法人 水元学園 ・対象施設 ひばり幼稚園 ・整備予定地 (変更前)駿河区用宗 (変更後)駿河区下川原 ・整備期間 (変更前)令和5年4月～令和6年3月 (変更後)令和5年10月～令和7年2月 ・変更理由 事業者が整備適地を確保できたことから、 当初の現地建替から移転建替に整備 計画を変更したため ・補助率 3/4 (施設の種類の、定員に応じた限度額あり) 【特定財源】 国庫補助金(2/3) △ 135,980 県補助金(2/3) △ 121,516 市債 △ 103,000
	財政調整基金積立金 (財政課)	3,420,000 (10,000)	(事業内容) 地方財政法に基づき、決算剰余金の2分の1以上を財政調 整基金に積立 ・令和4年度決算剰余金 68億3,258万円

債務負担行為

新規

(単位:千円)

補正予算の ポイントの 区分	施策・事業	期間	限度額	内容等
A 子育て・教育環境の充実				
A 1	特別教室空調設備整備事業 (教育施設課)	令和6年度	(134,000)	市立中学校の特別教室への空調設備整備に伴う債務負担行為の設定 ・実施内容 空調設備工事の設計業務 ・対象校数 市立中学校41校 411室 ※特別教室に設置する空調設備整備の全体概要(予定) ・対象校数 小学校72校440室 中学校41校411室 計 113校851室 ・整備期間 令和5～6年度 設計(中学校分) 令和6年度 設計(小学校分) 令和6～7年度 工事(中学校分) 令和7～8年度 工事(小学校分) 全体事業費 134,000千円 令和5年度 0千円 令和6年度 134,000千円
B 地域経済の活性化				
B 3	静岡都心地区 都市デザイン推進事業 (都市計画課)	令和6年度	(55,000)	統一したコンセプトによるまちづくりを推進するための都市デザイン指針、基本計画等の作成等業務に係る債務負担行為の設定 1 都市デザイン指針作成 空間特性の整理、指針の作成、指針運用体制の検討 など ・対象地域 静岡都心地区(商業・業務ゾーン) 2 基本計画作成 具体的な空間デザインの提案、基本計画の作成 ・対象地域 青葉通り周辺エリア、呉服町・紺屋町周辺エリア 3 詳細設計 JR静岡駅北口地下広場改修工事の詳細設計 ・対象地域 JR静岡駅周辺エリア 北口(JR静岡駅北口地下広場) ・実施期間 令和5年12月～令和7年3月(令和7年3月公表予定) 全体事業費 55,000千円 令和5年度 0千円 令和6年度 55,000千円
B 4	静岡都心地区 建物更新手法検討事業 (市街地整備課)	令和6年度	(18,500)	静岡都心地区における再開発事業等の手法検討業務に係る債務負担行為の設定 ・実施内容 ①対象地域内における現状把握及び商圈分析 ②再開発事業による実施場所・規模・用途の整理 検討 ③再開発事業実施に伴う事業効果の試算 ・対象地域 再開発促進地区(静岡地区) ※JR静岡駅北側 ・実施期間 令和5年12月～令和7年3月(検討内容は都市 デザイン指針等と調整・反映) 全体事業費 18,500千円 令和5年度 0千円 令和6年度 18,500千円

補正予算の ポイントの 区	施策・事業	期間	限度額	内容等
C 安全・安心の確保				
C 1	消防ヘリコプター 機体更新事業 (警防課)	令和6年度 ～ 令和7年度	(3,000,000)	消防ヘリコプターの機体更新に伴う債務負担行為の設定 ・主な性能 標高3,200mの山岳地(※)において、要救助者2名以上の救助が可能(現状:不可) ※市内最高峰 間ノ岳山頂3,190m 県外医療機関への搬送において、無給油で300km以上の航続が可能(現状:280km) ・実施期間 令和8年3月 新機体納入 令和8年4月～ 習熟訓練後、順次運用開始 全体事業費 3,000,000千円 令和5年度 0千円 令和6年度 0千円 令和7年度 3,000,000千円
D その他				
	清水庁舎空調設備修繕事業 (管財課)	令和6年度	(108,600)	清水庁舎の空調設備修繕に伴う債務負担行為の設定 ・修繕箇所 ガス焚冷温水発生機1機、冷温水ポンプ11台など ・実施期間 令和6年5月 修繕完了 令和6年6月 運用開始予定 全体事業費 108,600千円 令和5年度 0千円 令和6年度 108,600千円
	私立こども園・保育所等 施設整備費助成 (子ども未来課)	令和6年度	(381,712)	整備計画の変更に伴う債務負担行為の設定 ・交付先 学校法人 水元学園 ・対象施設 ひばり幼稚園 ・整備予定地 (変更前)駿河区用宗 (変更後)駿河区下川原 ・整備期間 (変更前)令和5年4月～令和6年3月 (変更後)令和5年10月～令和7年2月 ・変更理由 事業者が整備適地を確保したことから、当初の現地建替から移転建替に整備計画を変更したため 全体事業費 397,615千円 令和5年度 15,903千円 令和6年度 381,712千円

静岡市の企業立地推進に向けた今後の取組について

1 要旨

「第4次総合計画」では、本市の経済成長を担い、その原動力となるイノベーションの創出に向けた取組として、企業誘致と留置の推進を掲げている。本市の企業立地や設備投資を推進し、新たな産業の誘致や既存産業の生産性向上、魅力ある雇用創出などにつなげていくためには、企業の用地確保の希望に対して、これまでとは異なる迅速かつ積極的な取組が必要である。

また、本市の土地の状況として、企業立地用地として利用可能性がある土地が点在しているが、一団の土地となっていないことから、活用ができていない。

このため、企業の進出先の検討(土地探し)の段階から企業立地が実現するまでの各段階における市内の部局横断的な支援、及び低未利用地の集約化など「企業立地用地の確保に向けた取組の抜本的な強化」を行う。

2 本市の企業立地の現状と課題

<現状>

(1)県内における本市企業立地の立ち位置

- 市の総面積に対して可住地面積が少なく、企業立地用地の確保が難しい

…可住地面積^(※1)割合(県全体)35.7%、(市)24.3%

(※1)可住地面積:総面積から林野面積及び湖沼面積を差し引いた面積

- 製造品出荷額において県全体で本市が占める割合と比べて、本市の新規工場立地件数、立地面積が県全体に占める割合は低い状況

…R2 製造品出荷額(県全体)16兆4,513億円、(市)2兆574億円【**県内 12.5%**】

R4 工場立地件数^(※2)(県全体)52件、(市)4件【**県内 7.7%**】

R4 工場立地面積^(※2)(県全体)48.0ha、(市)2.2ha【**県内 4.6%**】

(※2)工場立地件数、工場立地面積:対象業種は製造業、電気業、ガス業、熱供給業に限る

← 製造品出荷額の状況と比べて低い

(2)企業からの立地相談への対応状況

- 企業から土地を求める問合せ・相談に対して、市が過去に調査した開発適地の情報等を提供しているが、具体的な立地に結びつきにくい

…(企業が立地しない理由)企業に提供できる土地情報が少ない。このため、企業が希望する地域、敷地面積、開発スケジュール等との不一致、開発許可基準等との不適合などにより、立地に至らない

<課題>

- (1)企業立地の実現にあたって多様な課題の解決が必要であるが、行政を含む関係者との調整等に時間を要している
- (2)解決すべき課題が多岐にわたるため、企業が問合せ・相談をする窓口が明確でない
- (3)企業に提供する、条件に合った土地情報の件数が不足している

次頁あり

3 課題解決に向けた対応

(1) 企業の進出先の検討(土地探し)から建設・稼働まで徹底した伴走支援の実施

「静岡市企業立地推進プロジェクトチーム」における課題解決の取組

都市計画関係法令や基準による許認可、道路や上下水道などのインフラの整備状況、県や市の助成制度に関する事など、企業立地にかかる多様な課題の解決に向けて、本年4月に設置した「静岡市企業立地推進プロジェクトチーム」^(※2)(以下、「プロジェクトチーム」という)により、部局横断的に課題の解決に取り組んでおり、今後も引き続き実施していく。

(※2) プロジェクトリーダー：本田副市長

その他構成員：経済局長、都市局長、農林水産統括監
農林水産部長(農業委員会事務局長兼任)

なお、環境局、建設局、上下水道局は、案件の内容次第で必要に応じて出席

(2) 「企業立地総合サポート窓口」の設置

企業立地が実現するまでの各段階(進出先の土地の検討(土地探し)～決定→土地の開発→工場等の建設)において、企業からの問合せ・相談を一元的に受け付け、伴走支援を行っていく。

○開設日 令和5年9月1日(金)

○設置場所 経済局商工部 産業振興課 企業立地係

○電話番号 054-354-2407 (HP)https://www.city.shizuoka.lg.jp/805_000001_00217.html

(3) 企業立地用地の確保に向けた取組の抜本的な強化

① 民間や業界団体等からの土地情報収集体制の構築と公開

より多くの土地情報を収集するため、

- ・市のホームページに土地情報を収集する専用フォームを設け、民間の土地情報保有者(地権者、不動産事業者、開発事業者など)から企業立地用地の情報を募集
- ・業界団体等(静岡県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会静岡県本部、静岡県中小企業団体中央会)と連携し、企業から土地を求める問合せ・相談に応じ、土地情報の提供を依頼する等の協力体制を構築

を実施し、土地情報の収集体制を構築するとともに、収集した土地情報については市のホームページ上で広く公開する。

② 低未利用地などの集約化に向けた取組

市内において、開発に適した一団の土地が少ないことから、低未利用地が点在する地域の土地について、民間事業者等と連携しながら土地の集約化に向けた手法を決定し、実行に移す。

③ その他

農業生産性向上のための農地の集約による大規模化等の取組と連携し、農地と非農用地全体の高度利用を進める。

次頁あり

④ 市による新たな開発適地の調査・公開 **9月補正予算案:企業立地用地開発可能性調査事業**

これまで、静岡市は、高速道路IC周辺や国道1号バイパス周辺において調査を行ったが、

- ・ 新東名静岡スマートIC周辺や由比・蒲原地区などが未調査であること
- ・ 当該調査では道路や上下水道のインフラ整備状況や切土・盛土の処分など、開発にかかる課題がある土地について、開発適地の候補から外していたことから、9月補正予算にて、未調査地域における可能性調査及び既存調査地の再検証など新たな開発適地の調査のための費用を計上する。

●調査対象地域:都市計画区域及び高速 IC から概ね5km圏内(下図のとおり)



●調査内容

ア 調査未実施の地域の追加調査

○調査対象地域

新東名静岡 SIC 周辺	国道1号沿線 由比・蒲原周辺
国道 150 号沿線 小坂・用宗周辺	その他、日本平など

○調査内容

- ・ 開発可能性のある土地の抽出及び現況調査(地形、接道、インフラ整備、法規制の状況など)
- ・ 開発の支障となり得る課題について、解決手法を整理
- ・ 現況などを踏まえた評価及び順位付け

イ 既存調査地の再検証

○調査対象地域

新東名新清水 IC 周辺	新東名清水いほら IC 周辺	新東名新静岡 IC 周辺
東名清水 IC 周辺	国道1号バイパス各 IC 周辺	

○調査内容

- ・ 既存調査地の現況調査(地形、接道、インフラ整備、法規制の状況など)
- ・ 開発の支障となり得る課題について、解決手法を整理
- ・ 再評価及び順位付け

➔ 一定以上の評価の土地について、土地情報リストとして取りまとめ、公開する。

担当：産業振興課 (354-2407)

静岡型持続可能な農と食の地域循環システムの構築

1 要旨

気候変動や化学肥料などの資材高騰、国際的な食糧危機など、農業を取り巻く環境は大きく変化している中、静岡市の農業においては、農業従事者の高齢化及び担い手不足が進み、これに伴い耕作地が減少している。

このような状況の中、第4次総合計画（2023年3月）や第2次農業振興計画（2023年3月）では、新たな担い手の育成や生産基盤の整備、省力化や効率化に加え、環境負荷を低減する新技術の導入などへの取組を掲げている。

これらを真に実現するためには、これまでの延長上の取り組みではない新たな取り組みが必要である。そのため、新しい時代の、環境負荷低減と農業生産性向上が両立した静岡型持続可能な農と食の地域循環システムの構築を行う。

これに必要な新たな推進体制を構築し、本市農業を持続可能で魅力ある産業とすることを目指す。

様々な取り組みが必要であるが、まず先行的に、9月補正により、学校給食との連携による規格外農産物の有効利用や基幹作物「お茶」における新たな取り組みを開始する。

2 背景（現状、課題）

<現状>○農家の高齢化及び担い手不足が進み、これに伴い耕作地が減少している。

- ・農業就業人口における65歳以上の割合 2015年:49.2%⇒2020年:59.3%に増加
- ・農業経営体数 2015年:3,915戸⇒2020年:2,725戸に減少
- ・耕作地の減少 2015年:4,230ha⇒2020年:2,430haに減少

○燃料や資材、肥料などの価格高騰

○脱炭素等環境負荷低減への社会的責任

<課題>○十分な農業収入が得られず農業の継続や新規就農が困難となっている。

○海外輸出等の付加価値を高める生産・流通販売体制が整っていない。

○社会ニーズとしてSDGs、カーボンニュートラルへの対応が求められているが進んでいない。

3 方針

環境負荷低減と農業生産性向上が両立した、持続可能な農と食の地域循環システムを構築する。生産現場にとどまらず、調達、生産、加工・流通、消費の各分野での取り組みを連携して推進することで、経済と環境が調和した魅力ある農業を目指す。

4 体制

J A、静岡県農業会議、農業者、民間企業、大学等研究機関と連携するとともに、農業者や企業、需要者（消費者・小売業者）といった入口から出口までの関係者の幅広い意見を取り入れる体制をとり、技術開発や相互の課題解決に取り組むため、「静岡市グリーン農業フォーラム」を新設する。

5 具体的取組

農業の生産性の向上と軽労働化を進めるとともに、新しい農業への取組・挑戦を下支えし、環境負荷低減と農業生産性向上が両立した持続可能な農と食の地域循環システムを構築する。

(1) 次世代型農業への転換の取組み

○地域資源循環システムの構築

- ・生産性の向上と環境負荷低減を両立させるため、最先端技術の活用や社会共働・共創システムの構築、耕畜水連携等を通じて、地域資源が効果的に循環する環境を構築する。
- ・消費者からのごみや汚泥、加工流通販売業者からの残渣や廃棄物、他産業から排出された有機物などを再資源化し、農業の生産現場で活用する。
また、農業からの生産物や排出物が他の一次産業に供給されることで、地域内の資源が循環する。
- ・これにより、資源化による廃棄物の減少、堆肥・肥料の安定供給化、有機農産物等に対する消費者ニーズに合致した農林水産物の供給、消費者のエシカル消費拡大というサイクルを発展的に回していく。

<資料2-3（別紙2）参照>

○ロボットやAIなどの先端技術・イノベーション等による、高収益化・軽労化

○化学肥料、化学農薬を使用しない有機農業や完全循環型農業など特徴ある農業への転換支援

○その他多様な取組みを展開

○生産者と消費者を結ぶ新たな輸送・流通システムの構築

○農産物のブランディングや販路拡大の推進

環境負荷を低減した資材の利用による生産物・流通のブランディング及び海外輸出による販路拡大への支援

○新規就農の促進、企業等の新規参入の促進

先端的な技術を活用する新規就農者や企業等の新規参入の推進

(2) 学校給食との連携

9月補正予算案：学校給食における持続可能な「食」と「農」を考える食育事業

持続可能な食と農という観点から、規格外農産物の有効活用や有機農産物の販路拡大を拡大するとともに学校給食を通じた食育を推進

- 近年の異常気象などの影響で、大きさや色のばらつきにより規格外となった農作物や、有機農作物の学校給食における活用に向けた検証を行い、これら農作物の安定的な需要に繋げる。
- 規格外農作物や有機農作物の納入ルートや使用可能な量の把握、学校給食での調理工程の確認などを行う。
- 食品ロスの抑制や持続可能な農業など、次の世代を担う子どもたちに、地球環境の視点から、将来の食料と農業を考える機会をつくる。

<学校給食課>

(3) 基幹作物「お茶」における新たな取組み

9月補正予算案：お茶の海外輸出促進事業

茶業の成長産業化に向け、“静岡市のお茶”の有機栽培の促進”（生産などの「入口」）から、“海外における販路開拓”【9月補正予算案】（流通・消費などの「出口」）までの一体的取組みを実施

- 高まる海外需要に対応するため、海外輸出に適応した有機茶の生産を推進し、有機栽培面積と有機栽培に取り組む茶農家の増加を目指す。
- そこで、有識者と茶業者で構成される「有機茶検討会」を7月に立ち上げ、市内の茶園のうち、5箇所程度を有機栽培のモデル圃場に選定するとともに、モデル圃場で取り組む実証実験の内容等の検討を行っている。
- 有機栽培の開始から実際の商品化までは3～4年を要するため、この間、茶農家に伴走しながら、栽培技術に関する調査研究、データ分析やスマート農業など、農業におけるDX化を進めるとともに、栽培体系を構築する。
- 農地利用に係る現状把握を基に、地域での話し合いを行うとともに、茶園の集積・集約を進め、耕作放棄地対策、持続可能な茶業経営を図る。

<農業政策課：資料2-3（別紙3）参照>

(4) 一般廃棄物の堆肥化の推進

飲食業や（スーパーなど）小売業、農家等の事業者から排出される食品残渣（生ごみ）の堆肥化を推進

<ごみ減量推進課：資料3-3（別紙1）参照>

担当：農業政策課(354-2091)

静岡型 持続可能な農と食の地域循環システムの構築について(案) 資料2-3 【別紙1】

2023年8月31日版(案) : 経済局 農林水産部 農業政策課

概要

静岡型の持続可能な農業の推進

課題

- ・地球環境問題への対応
- ・農業従事者の担い手不足
- ・食料の安全・安心・安定的な供給

etc...

これまでの延長上の取り組みではない
新たな取り組みが必要

新たな推進体制を構築し
具体的な取り組みを進める

① 現状 静岡市の農業を取り巻く状況

- 農家の高齢化及び担い手不足
 - ・農業就業人口における65歳以上の割合 (2015年度:49.2%⇒2020年度:59.3%)
 - ・農業経営体数 (2015年度:3,915戸⇒2020年度:2,725戸)
- 耕作地の減少
 - ・2015年度4,230ha⇒2020年度2,430haに減少
- 燃料や資材、肥料などの価格高騰
- 脱炭素等環境負荷低減への社会的責任
 - (茶業特有の状況)
 - 茶農家の高齢化及び担い手不足
 - ・2015年度:1,493戸⇒2020年度:851戸に減少
 - 茶畑の多くが急傾斜地に存在(非効率農地)
 - ・2015年度:1,135ha⇒2020年度:714haに減少
 - 茶価の低迷

② 課題

- 十分な所得が得られていない農家が多い
 - ・農業の労働生産性向上・軽労化
 - ・革新的技術や生産体系の開発と社会実装
 - ・海外輸出に適した茶葉の生産及び市内茶業者の輸出への対応
- SDGs,カーボンニュートラルへの対応が必要
 - ・有機農業等に対する社会ニーズ

③ 方針

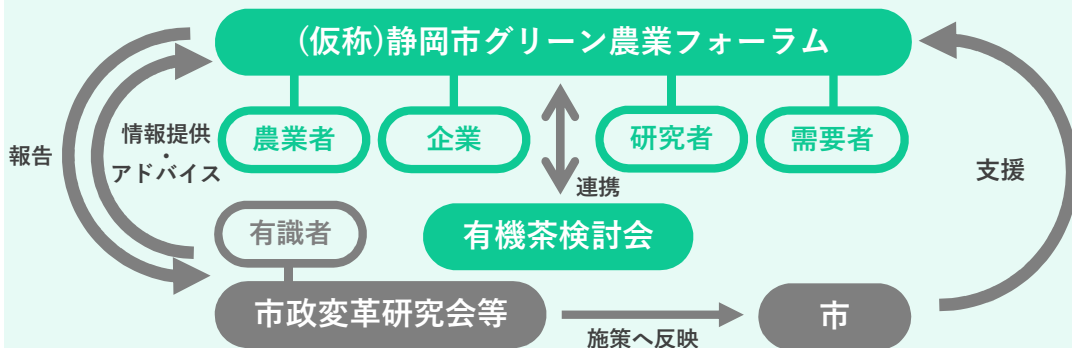
環境負荷低減と農業生産性向上が両立した持続可能な農と食の地域循環システムの構築



④ 体制 持続可能な農と食の地域循環の実現に向けた、各分野の様々なステークホルダーと一緒に実行する仕組み

「共創」と「科学技術によるイノベーション創出」と「新たなシステムの普及」のためのプラットフォーム「(仮称)静岡市グリーン農業フォーラム」を10月に新設予定

また、先行して7月に「有機茶検討会」を設置



⑤ 具体的取組

今を乗り切り

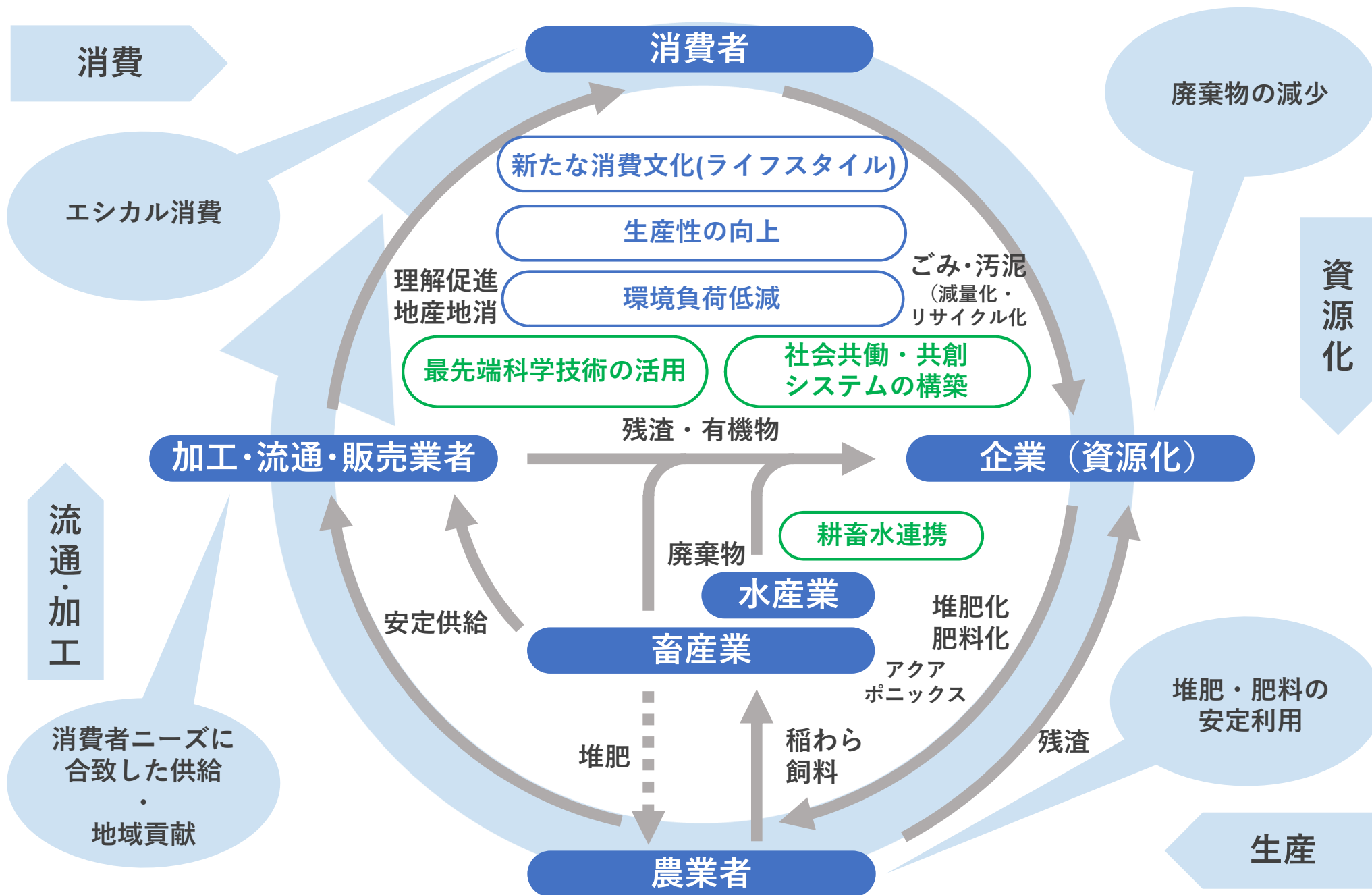
- ✓ 個別最適・短期的な取り組み
 - ・個別農地の実態把握→農地ごとの課題解決

将来を切り開く

- ✓ 全体最適・中長期的な取り組み
 - ・プラットフォームを活用し、次世代型農業転換への取り組みを進める
 - ・茶業においては、有機栽培の促進から海外における販路開拓までの一体的な取り組みの支援を重点的に行う

- 地域内資源循環システムの構築
- ロボットやAIなどの先端技術・イノベーション等による、高収益化・軽労化
- 化学肥料、化学農薬を使用しない有機農業や完全循環型農業など特徴ある農業への支援。やさいバス等の新しい輸送・流通システムの構築
- 農産物のブランディングや販路拡大の推進
 - 環境負荷を低減した資材の利用による生産物・流通のブランディング及び海外輸出による販路拡大への支援
- 新規就農の促進、企業等の新規参入の促進
 - 先端的な技術を活用する新規就農者や企業等の新規参入の推進

静岡型農と食の地域資源循環システム（未定稿）



事例：茶

静岡市の持続可能な茶業に向けた取組の例（未定稿）

入口 有機栽培の促進

【生産現場における課題】

- 高齢化及び後継者不足
- 茶畑の多くが急傾斜地（非効率農地）
- 燃料や資材、肥料などの価格が高騰
- 茶価の低迷

2015年と2020年の比較
 茶農家数…1493戸⇒851戸
 茶栽培面積…1135ha⇒714ha

有機茶検討会の設置

【目的】

海外を見据えた有機茶の栽培促進

【メンバー】

大学、JA、茶商、流通、先進企業、有識者等で構成

【実施内容】

- 有機茶促進に向けた施策検討
- モデル圃場における栽培



（3～4年後）モデル圃場の転換完了
⇒ 知見のフィードバック

有機栽培の地域への展開

- 【得られる効果】
- 有機茶の生産量の増加＝輸出可能なお茶の増加
⇒ 「静岡市のお茶」の輸出量拡大＝茶農家の所得向上
 - モデル圃場での実証実験で得た知見のフィードバック
⇒ 市・茶業者における今後の指針に
 - 貸したい人、借りたい人のマッチング ⇒ 耕作放棄地の解消

流通
・
加工サスティナブル
な
お茶ツーリズム
の推進

- インバウンドの強化

今後の有機茶拡大に向け、茶業者と連携し事前に海外の商流を構築

出口 海外における販路開拓

【輸出における課題】

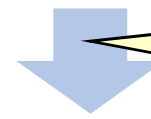
- 静岡市産のお茶の輸出は拡大（2015年：10kg ⇒ 2022年：7.5t）
- 需要が拡大傾向にある緑茶の輸出を一層強化する必要
- 茶業者の多くが輸出へのノウハウ・リソースが少ないうえ、1回の商談で契約締結に至るケースは少ない現状

販路開拓プラットフォームの構築（9月補正）

○今年度実施する海外プロモーション

フランスをターゲットとした、現地バイヤーによる嗜好調査、現地での商談会を実施

（国のGFPグローバル産地づくり推進事業の採択事業として、静岡市茶業振興協議会（静岡市・静岡茶商工業協同組合・静岡市農業協同組合・清水農業協同組合で構成）が実施



確実に契約締結までつなげるため、継続的なフォローアップ体制を構築（9月補正）

- 現地に営業窓口を設置し、継続的な営業代行業務を実施
- 茶業者に代わり、商談・契約・納品までをコーディネート
- パリ以外のフランス他都市へも展開

販路の拡大

- 【得られる効果】
- 継続的なフォローアップによる契約締結の実現（新規商流獲得）
⇒ 静岡市のお茶の輸出量拡大
 - 現地エージェント活動による商圏の拡大
⇒ 市内茶業者の営業力の限界をエージェントが解決
 - フォローアップの中で得た知見のフィードバック
⇒ 市・茶業者における今後の指針に

循環型社会を目指した廃棄物政策の推進について（概要）

1 第4次静岡市総合計画における位置づけ

SDGsの取組の拡大、脱炭素社会に向けた取組の加速、また、これらを背景とした人々の価値観の変革といった時代の潮流を踏まえ、静岡市では、第4次静岡市総合計画における生活・環境分野の取組として、「循環型社会を目指した廃棄物政策の推進」を掲げている。

2 循環型社会を目指した廃棄物政策の推進に必要な具体的取組

第4次静岡市総合計画では、循環型社会を目指した廃棄物政策の推進に必要な施策に「ごみのさらなる減量に向けた協働の推進」を掲げているが、近年、静岡市の市民一人当たりのごみ総排出量は横ばい傾向にあり、さらなるごみ減量のためには、これまでに実施してこなかった大胆な取組が求められる。

令和5年3月に改定した「静岡市一般廃棄物処理基本計画」においては、基本施策として『静岡版「もったいない運動」の推進』と『事業系ごみの減量化・資源化』を掲げている。

今般、その主な具体施策として、「家庭ごみからのプラスチック分別によるリサイクルの推進」と「事業系ごみの新たな再資源化手法の導入」に取り組むこととした。

(1) 家庭ごみからのプラスチック分別によるリサイクルの推進

プラスチックごみの処理方法を、近年のプラスチックリサイクルに関する社会的要請（脱炭素社会・循環型社会の構築）やリサイクル技術の進展を踏まえプラスチックごみを資源として捉えることとし、現行の「発電焼却の方法」から「最もCO₂削減効果の高いリサイクルシステム」への転換を目指す。

具体的には、「製品プラスチック」と「容器包装プラスチック」を対象とした全市域における「プラスチック資源の分別回収」を目指す。

これに当たり、全面的に実施するためには、市域全域から回収する多量のプラスチックごみについて、「分別回収の方法の検討」や「集められたプラスチックを処理するための施設整備の検討」などに期間を要するため、その間、環境負荷軽減に向けて出来る取組として、まず、本年10月から清掃工場に持ち込まれた一部のプラスチックごみの分別を開始、令和6年5月には、公共施設における「製品プラスチック」の拠点回収を実施していく。

※製品プラスチック……プラスチックを使用した製品で不要となったもの（例：ポリバケツ、ハブラシ、プラスチックハンガー、プラスチック製文具など）

※容器包装プラスチック……中身に商品価値があり、中身を使い終わった（取り出した）後、不要となったプラスチック製の容器や包装（例：お菓子の外袋、白色トレイ、マヨネーズの容器、弁当がらなど）

➡ 詳細は、[資料3-2「プラスチック資源の分別回収について」](#)参照

(2) 事業系ごみの新たな再資源化（リサイクル）手法の導入

近年、SDGs 等に取り組む企業から、「自らが排出する廃棄物の処理をリサイクル出来る業者に依頼したい」、また、廃棄物処理業者からは、「企業などの要請を受け、リサイクル施設の整備を検討したい」という相談が寄せられるようになり、社会全体として循環型社会の形成に向けた要請が強くなってきた。

しかしながら、現状の静岡市のごみ処理(基本的に静岡市の清掃工場のみでの処理)の体制では、循環型社会の形成やカーボンニュートラルを推進するための処理が困難となっている。

その対策として民間のリサイクル技術や施設を有効利用できれば、一般廃棄物のリサイクルが促進され、市の清掃工場における焼却・溶融処理量の抑制、それに伴う温室効果ガスの発生や最終処分場への埋立量の削減、加えて資源の循環を図ることができると、民間事業者によるリサイクル処理が可能となるよう、一般廃棄物処理業等許可に係る制度を見直し、一般廃棄物においてもリサイクルを目的としたシステムの構築を図ることとした。

➡ 詳細は、[資料3-3「一般廃棄物処理業等許可に係る制度の見直しについて」](#)参照

担当：環境局ごみ減量推進課（221-1075）

プラスチック資源の分別回収について

○プラスチック資源の分別回収検討の背景

SDGsの取組の拡大、脱炭素社会に向けた取組の加速、また、これらを背景とした人々の価値観の変革といった時代の潮流を踏まえ、静岡市では、第4次静岡市総合計画における生活・環境分野の取組として、「循環型社会を目指した廃棄物政策の推進」を掲げている。

当該計画では、循環型社会を目指した廃棄物政策の推進に必要な施策に「ごみのさらなる減量に向けた協働の推進」を掲げているが、近年、静岡市の市民一人当たりのごみ総排出量は横ばい傾向にあり、さらなるごみ減量のためには、これまでに実施してこなかった大胆な取組が求められる。

令和5年3月に改定した「静岡市一般廃棄物処理基本計画」においては、基本施策として『静岡版「もったいない運動」の推進』と『事業系ごみの減量化・資源化』を掲げている。

今般、その主な具体施策として、「家庭ごみからのプラスチック分別によるリサイクルの推進」と「事業系ごみの新たな再資源化手法の導入」に取り組むこととした。

1 静岡市が目指すプラスチックごみ処理の姿

プラスチックごみの処理方法を、近年のプラスチックリサイクルに関する社会的要請（脱炭素社会・循環型社会の構築）やリサイクル技術の進展を踏まえ、現行の「発電焼却の方法」から「最もCO₂削減効果の高いリサイクルシステム」への転換を目指す。

(1) これまで静岡市がプラスチックごみを分別回収してこなかった理由

プラスチックは処理やリサイクルが難しく、分別回収しても、そのリサイクル過程において、全てが新たなプラスチック製品に生まれ変わることなく、多くは、主に固形燃料など熱エネルギー源として活用するサーマルリサイクルとされてきた。また、市内や近隣には、プラスチック製品やその材料にリサイクル（マテリアルリサイクル）ができる施設もなかった。

そのため、分別回収してもそれが燃料として燃やされてしまう又は遠方までの輸送に多額の経費をかけることになる。よって、これまで静岡市は、社会面、経済面、環境面を総合的に評価すると、高度な処理能力のある清掃工場を整備し、電気や熱に換えて利用することが合理的であると判断していた。

(2) 何故、方針転換を目指すのか

近年、リサイクル手法は、脱炭素化や資源の保全の観点から、プラスチックごみから新たなプラスチック素材に生まれ変えるマテリアルリサイクルや化学製品の原料として再生利用するケミカルリサイクルの技術が重要とされ、技術開発が進み、今後も更なる進展が期待できるようになった。

また、令和4年度に実施した無作為の市民アンケート調査においても、「プラスチックの分別回収を実施すべき」との回答が62.2%と「実施すべきでない」と回答した24.1%を大きく上回る結果となった。

技術開発及び市民の分別意識向上の両面で、市としてプラスチックごみを分別処理する必要性が高まったと言える。

(3) どんな施設が必要なのか

マテリアルリサイクルを実施するにあたり、必要な施設は以下のとおり。

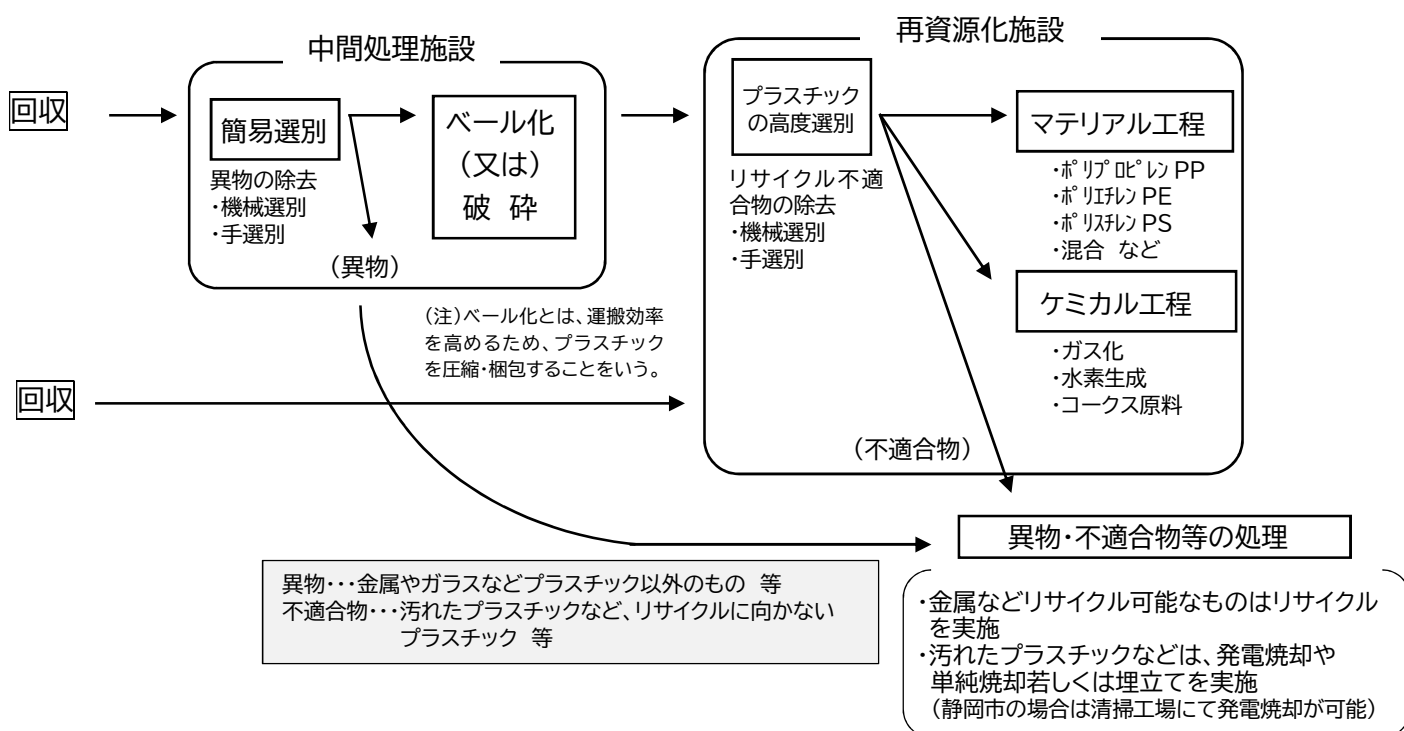
① 中間処理施設（選別・圧縮梱包＝バール化施設）

下記の再資源化施設で処理する前段階として、不適物を除去する「選別設備」、運搬効率を高める「バール化設備」や「破碎設備」などを備えた施設

② 再資源化施設（マテリアルリサイクル・ケミカルリサイクル施設）

プラスチックごみからプラスチック製品やその材料に再生利用する「マテリアルリサイクル」や、プラスチックごみを化学的に分解し、油化やガス化により化学製品の原料として再生利用する「ケミカルリサイクル」を行う施設

<参考>一般的なプラスチックリサイクルの流れ



2 今後の進め方の検討経過

(1) 検討の方針

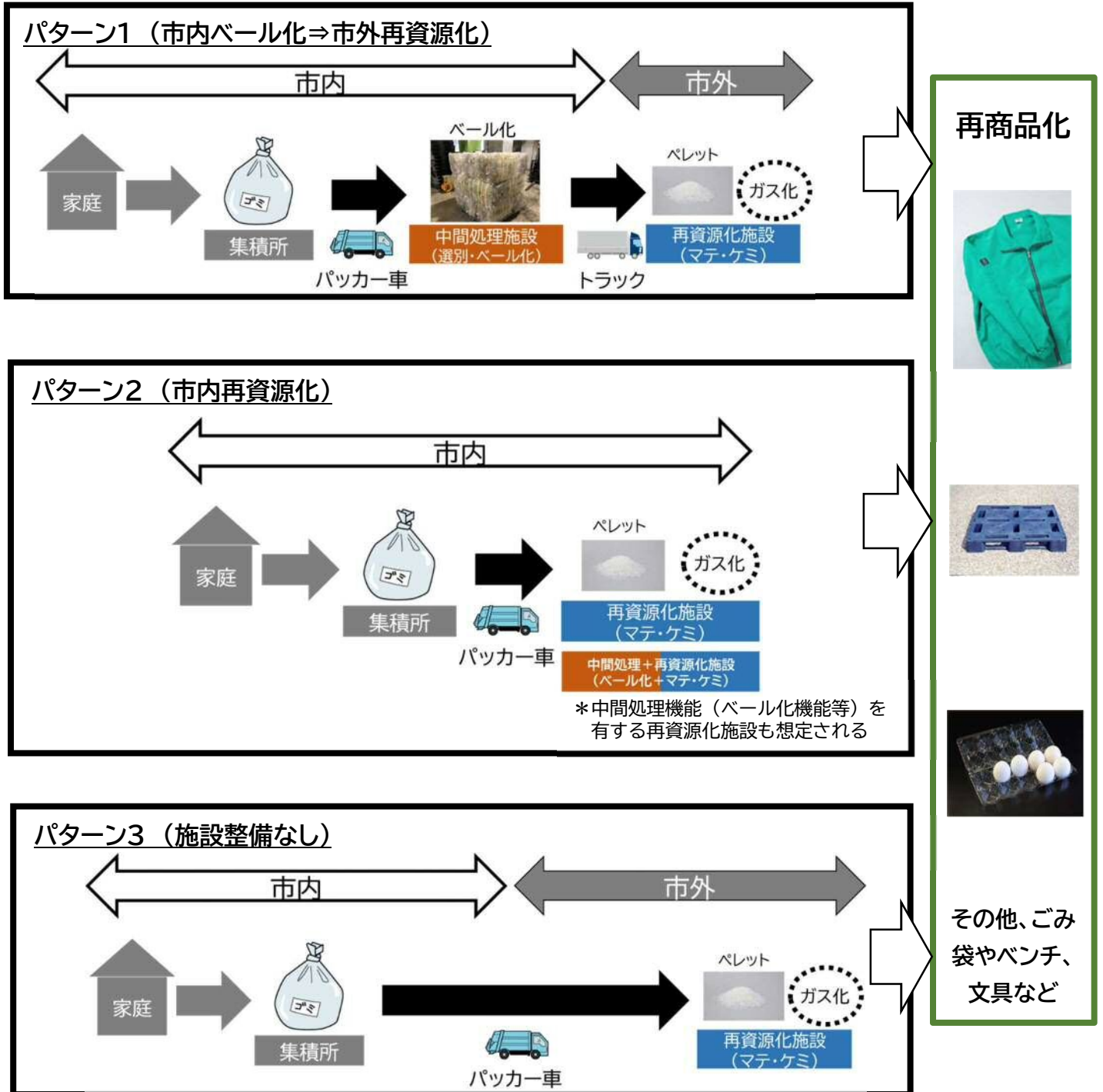
選択するリサイクル手法など、その検討過程において、市民・社会全体の共感を得られるよう根拠を示しながら、静岡市に適したリサイクルシステムを市民とともに創り上げていく。

(2) 主な検討事項

- ・最もCO₂削減効果の高いリサイクル手法を選択すること。
- ・分別の実施に伴う費用とその効果を比較し、最適な方法を選択すること。
- ・輸送距離の短縮化や効率化を図ること。
- ・実現可能なリサイクル手法に合った分別の種類や方法を選択すること。
- ・特に施設整備にあたっては、整備期間や土地の確保、費用対効果及びCO₂削減効果などの様々な観点から、中間処理施設や再資源化施設をいつ、どの程度の規模で、どのように組み合わせるのかを示すこと。

(3)リサイクル実施によるCO2削減効果とコスト

前述した中間処理施設や再資源化施設の位置により、リサイクル工程は大きく分けて以下の3パターンが想定できる。



イラスト・写真出展
 ・日本容器包装リサイクル協会
 ・経済産業省 ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illustr/index.html>

前述したとおり、中間処理施設及び再資源化施設をどのように組み合わせるのか検討し、静岡市にとって最適なりサイクル方法を構築する。

ア CO2削減効果及び費用比較について

プラスチックごみの処理に係る現行の静岡市の処理方法(発電焼却)におけるCO2排出量は年間82,854tである。これと前述の3パターンを比較し、CO2排出量をどれだけ削減できるか算定する。なお、市外搬出距離の想定は60km(県内)と200km(首都圏)とし、マテリアルリサイクルとケミカルリサイクルの両パターンで試算した。

表1：リサイクルの手法と施設の位置別によるCO2削減効果及び費用の比較

回収プラ量:5,950t(*1)		再資源化施設までの距離			
現行処理(プラ焼却のみ) CO2:82,854t-CO2 費用:現行処理を0とする		市内	60km	200km	
パターン1 市内べール化	必要車両数 (年間延べ台数)	—	パッカー車:7,200台 トラック:979台	パッカー車:7,200台 トラック:979台	
	マテリアル	CO2	—	▲13,003 t-CO2 (▲15.69%) (注)	▲12,794 t-CO2 (▲15.44%) (注)
		費用	—	+13.4億円	+13.4億円
	ケミリサ	CO2	—	▲9,799 t-CO2 (▲11.83%)	▲9,636 t-CO2 (▲11.63%)
		費用	—	+13.4億円	+13.4億円
	パターン2 市内再資源化	必要車両数 (年間延べ台数)	パッカー車:7,200台		
マテリアル		CO2	▲13,093 t-CO2 (▲15.80%)	—	
		費用	+11.5億円	—	
ケミリサ		CO2	▲9,934 t-CO2 (▲11.99%)	—	
		費用	+11.5億円	—	
パターン3 施設整備なし (*2)		必要車両数 (年間延べ台数)	—	パッカー車:12,850台	パッカー車:25,700台
	マテリアル	CO2	—	▲12,203 t-CO2 (▲14.73%) (注)	▲7,157 t-CO2 (▲8.64%) (注)
		費用	—	+23.6億円	+53.5億円
	ケミリサ	CO2	—	▲9,045t-CO2 (▲10.92%)	▲3,999t-CO2 (▲4.83%)
		費用	—	+23.6億円	+53.5億円

*1 家庭から排出されるプラスチックごみのうち市民が分別してリサイクル工程に回す量は、他都市の事例等からプラスチックごみの約20%に相当する量5,950tに設定した。

*2 現状、ごみ袋のまま(パターン3)受入可能な再資源化施設は県内にないため、首都圏への搬出が必要となる。

- ・費用については年間の収集運搬、中間処理及び再資源化に伴う委託費等であり、施設整備費は含んでいない。
- ・費用算出単価や必要車両台数などは、現在の可燃ごみの収集運搬の実績や他市事例などを参考に試算した。また、市外搬出は、高速道路を使用して輸送するものとした。
- ・CO2排出原単位等は、令和3年に環境省の支援に基づき実施したモデル事業の数値を使用した。
- ・リサイクルの実施により、静岡市の清掃工場における発電量が減少。この減少分に相当する電力を新たに発電するには、2309.7t-CO2のCO2が新たに発生する(プラリサイクル実施に伴う負の効果)ため、これについても数値に反映している(同様に、売電額の減少についても費用面へ反映している)。
- ・(注)再資源化施設までの距離(市内・60km・200km)によって、輸送に伴うCO2発生量が異なるため、距離によってCO2削減効果も異なる。

- ✓ いずれのパターンであっても、C02削減効果があると試算された。
- ✓ 施設整備をした場合(パターン1、パターン2)、特に費用面で大きな効果がある。
- ✓ このため、中間処理施設若しくは再資源化施設を市内に設置することが望ましい。
一方で、施設整備には用地確保や造成、施設整備などに一定の期間(中間処理施設で5年前後)を要する。
- ✓ 令和5年7月初旬に実施した再資源化に向けた可能性調査(サウンディング調査)では、8事業者から市内における再資源化又は中間処理(選別・バール化)についての、様々な提案があった(結果概要は別紙「サウンディング調査結果について」参照)。
- ✓ これにより、民間活力による市内完結型のプラスチック再資源化について、実現の可能性が見いだされたため、分別の対象品目やその処理方法など、より具体的な検討が可能となった。

3. 今後の進め方

(1) 基本的考え方

いずれのパターンもリサイクル実施によるC02削減効果があり、早期に分別回収を実施すべきとの考えがあるが、施設整備を伴う場合(パターン1及びパターン2)は、その整備に一定期間を要してしまう。一方、市内での施設整備を行わず既存の市外施設を利用する場合(パターン3)は、早期に分別回収に着手でき、導入効果としてC02削減効果を得ることができるが、同じく既存の市外施設を利用する(パターン1)と比較しても年間10億円以上の費用増となる。

また、C02の削減効果の観点からは、パターン2が最も優れている。

このため、分別の実施に伴う費用及びC02効果の試算結果から、パターン1及びパターン3は見送ることとし、パターン2の導入を目指す。

(2) プラスチック分別回収の全面実施(第三段階)に向けた段階的实施

全面実施のためには、市域全域から回収する多量のプラスチックごみについて、「分別回収の方法の検討」や「集められたプラスチックを処理するための施設整備の検討」などに期間を要するため、その間、環境負荷軽減に向けて出来る取組から着手する。

「第一段階」実施時期：令和5年10月～

まず、早期着手のため、市民の皆さんが清掃工場に持ち込んだごみから、マテリアルリサイクルに適した製品プラスチック(※)のみを清掃工場の職員が分別し、リサイクルに回す。

(再掲) ※製品プラスチック…プラスチックを使用した製品で不要となったもの

(例：ポリバケツ、ハブラシ、プラスチックハンガー、プラスチック製文具など)

※清掃工場での分別により年間約30t回収見込み。C02削減効果は71.34t-C02と試算

「第二段階」実施時期：令和6年5月～予定

次に、全面実施に向け、第一段階の清掃工場での職員による分別だけではなく、市民の皆さんにも分別や資源循環について考え、共感を持っていただくため、区役所や生涯学習施設などの公共施設に製品プラスチックの回収BOXを設置し、市民によるプラスチック資源の持込を可能とすることで、段階的にリサイクル量を増やし、共に環境に配慮した街を創り上げていく。(収集については効率的に実施するため、既に実施している小型家電の収集と同時に実施する。)

なお、実施時期については、回収拠点の調整や収集運搬及び中間処理に必要な予算の確保などに期間を要するため、令和6年5月からの実施を目指す。

※第一段階に加え年間約6t回収量が増加し、CO₂削減効果も16.08t-CO₂高まる試算

「第三段階（全面実施）」実施時期：令和10年以降

前述3(1)基本的考え方に示したとおり、施設整備を伴う場合(パターン1及びパターン2)は、その整備に一定期間(3～5年程度)を要し、市内での施設整備を行わず既存の市外施設を利用する場合(パターン3)は、多額な費用増となるため、総合的に判断してCO₂削減効果の最も高い市内における再資源化施設の整備(パターン2)を目指すこととするが、パターン2の施設整備完了後本格稼働までの間に、地域を限定してモデル的に実施し、最終的に製品プラスチック及び容器包装プラスチック(※)の回収を全面実施する。

(再掲) ※容器包装プラスチック…中身に商品価値があり、中身を使い終わった(取り出した)後、不要となったプラスチック製の容器や包装(例:お菓子の外袋、白色トレイ、マヨネーズの容器、弁当がらなど)

担当：環境局ごみ減量推進課(221-1075)

資料3-2 (別紙)「サウンディング調査結果について」

令和5年8月31日

静岡市環境局ごみ減量推進課

プラスチック資源の分別回収・再資源化方法に関する サウンディング型市場調査の結果について

静岡市では、脱炭素社会・循環型社会の実現に向けた取組として、容器包装プラスチック及びプラスチック製品（以下「プラスチック資源」といいます。）の分別回収及び再資源化の実施について検討を進めています。その実現可能性について調査するため、民間事業者の皆様へヒアリング調査を実施しましたので、その結果を公表します。

1 経過

実施要領の公表 令和5年5月31日（水）

ヒアリング調査の実施 令和5年7月10日（月）から12日（水）

2 事業概要

静岡市におけるペットボトルを除くプラスチック資源の分別回収・再資源化の実現可能性や、実施に向けた事業手法、事業スケジュール等の詳細設計に役立てるため、サウンディング型市場調査を実施しました。

3 結果概要

(1) 実施日程 令和5年7月10日（月）から12日（水）

(2) 参加者数 8事業者

(3) 用語解説、調査結果

【用語解説】（本報告書で使われる用語のうち、一部を解説します）

ベール化施設 ベール化	運搬効率を高めるため、プラスチック等を圧縮・梱包することをいい、これを行う施設を「ベール化施設」という。
再資源化施設 マテリアルリサイクル ケミカルリサイクル	プラスチックごみからプラスチック製品やその材料に再生利用する「マテリアルリサイクル」や、プラスチックごみを化学的に分解し、油化やガス化により化学製品の原料として再生利用する「ケミカルリサイクル」を行う施設をいう。
容器包装リサイクル法 容器包装プラスチック	一般の家庭でごみとなって排出される商品の容器や包装をリサイクルする目的で作られた法律。マヨネーズの容器や白色トレイなど、容器包装プラスチックについて、分別しリサイクルすること等が市町村の努力義務として規定されている。
プラスチック資源循環促進法 プラスチック製品	正式名称は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」で、プラスチックの国内における循環を目指す法律。プラスチックハンガーやバケツなど、プラスチックで出来た製品について、分別しリサイクルすることが、市町村の努力義務として規定されている。
容器包装リサイクル協会	容器包装リサイクル法・プラスチック資源循環促進法に基づき、リサイクル等を実施する国の指定法人。市町村は同協会へ分別収集したプラスチック等を引き渡しリサイクルを委託することができる。
大臣認定ルート	プラスチック資源循環促進法により新たに設けられた制度。市と事業者が連携し環境大臣及び経済産業大臣の認定を得ることで、容器包装リサイクル協会を通さずに、分別収集したプラスチックのリサイクルを行うことができる。

【調査結果】

資料3-2 (別紙)「サウンディング調査結果について」

調査項目	主な回答 (意見抜粋)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設用地の確保 ・ 施設整備の意向 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベール化であれば、既存施設の活用により対応可能 (ただし、選別を行うスペースの確保などが必要) ・ 自社土地の活用、土地の確保や事業連携により、ベール化施設/再資源化施設の新規整備の意向あり <p>⇒ <u>ベール化施設/再資源化施設の新規整備への意向を確認できた</u></p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 受け入れが可能なプラスチック ・ 受入条件 ・ 処理能力 ・ 受入可能量 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器包装プラスチックのほか、プラスチック製品にも対応可能 ・ 静岡市全域からのプラスチック発生量に対応可能 ・ プラスチック製品のみであれば、有価での買取及び高度なリサイクルが可能 ・ 容器包装プラスチックの買取は不可 ・ 市外の再資源化施設への搬出の場合、保管場所の広さや運搬の観点から、ベール化が望ましい ・ 数年後に県外であるがリサイクル施設の新規整備を予定しており、当該施設で効率的に処理が可能 <p>⇒ <u>新規整備や県外搬出が条件とはなるが、プラスチック資源の全量受入が可能との回答があった</u></p> <p>⇒ <u>受入条件などは事業者により異なるため、事業者と密に連携する必要あり</u></p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベール化施設の整備であれば、土地確保から約3年程度 ・ 再資源化施設の整備であれば、土地確保から約5年程度 ・ 回収する量やプラスチックの品質、リサイクル技術の進展などを鑑みて段階的に施設を拡充していくことも可能 <p>⇒ <u>施設整備には相応の時間が必要である</u></p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 再商品化工程及び再商品化手法について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器包装リサイクル協会のルートを利用して再資源化する ・ 大臣認定ルートを利用し既存施設/現在整備予定の新施設等で受け入れ再資源化する ・ 当面は容器包装リサイクル協会のルートを利用し、必要に応じて大臣認定ルートの併用も行う ・ 市内で整備するとなると、マテリアルリサイクルが候補となる。ただし、リサイクル事業を成り立たせるには、静岡市のプラスチックだけでなく、他市や産廃などのプラスチックも扱い、多くのプラスチックを集める必要がある ・ ケミカルリサイクルは更に大量のプラスチックが必要であり、東京や名古屋などの大都市圏でないと整備は難しい (静岡市及び静岡市近辺のプラスチックの量では事業が成り立たない)
調査項目	主な回答 (意見抜粋)

資料3-2 (別紙)「サウンディング調査結果について」

<p>・再商品化工程及び再商品化手法について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では、市内におけるべール化に留め、今後のプラスチックに係る社会情勢に合わせ、最適なりサイクル手法を採用する方法がよいのではないか。例えば、バイオマス素材のプラスチックなど、今後新技術による新素材のプラスチックが増加していくと見込まれるが、これらのプラスチックは、マテリアルリサイクルに向いていないものもある。一方、ケミカルリサイクルであれば、こういったプラスチックであってもリサイクルできる可能性がある。このため、プラスチックの量や素材などの変化へ柔軟に対応できるように、「まずは、市内ではべール化までを行い、リサイクルは県外の施設にて行う」方法を推奨する。 ・容器包装プラスチックとプラスチック製品を分別しないでリサイクルすることも可能であるが、容器包装プラスチックとプラスチック製品を分別し、それぞれ適したリサイクルを実施することが望ましい。 ・廃棄物専門業者の強みを活かし、プラスチック以外の処理困難物（スプリングマットレスやリチウムイオン電池など）についても同施設にて受け入れるなど、廃棄物の総合的なリサイクル、リユースを実現できる。 <u>⇒マテリアルリサイクル施設の市内整備の可能性を見いだせた。一方で、その時代や素材などを考慮して、最適なりサイクルを検討するなど、柔軟に対応することが必要ではないかとの意見もあった</u>
<p>・施設が故障した場合の対応について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ企業、連携企業と協働/自社他施設を活用し、処理が滞ることのないよう対応する ・処理が滞ることのないよう2台体制で対応する <u>⇒施設の故障等に備え処理が滞らないような対応ができることを確認できた</u>
<p>・再商品化工程全体の温室効果ガス排出量の低減に向けた取組について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の方針により、施設の電力はすべて再生可能エネルギーを利用する予定 ・施設のLED化、再エネ利用など、事業に伴う温室効果ガス排出量の低減/実質ゼロに取り組む ・需要のある質の高いリサイクル原料（ペレット）を生成し、国内で確実な再商品化を実現する <u>⇒リサイクル施設での省エネ化や、質の高いリサイクル原料を生成することで、確実な再商品化を実現するなど、再商品化工程全体の温室効果ガス排出量低減に向けた取組を確認できた</u>

* 「主な回答」について、複数者の意見を取りまとめた内容もあります。

資料3-2（別紙）「サウンディング調査結果について」

（4）結果の概要（まとめ）

サウンディング調査の結果から、容器包装リサイクル協会を利用するルートや、プラスチック資源循環促進法の大蔵認定ルートにより、静岡市におけるプラスチック資源の再資源化について、実現可能性が見いだせた。一方で、その実施には設備投資が必要であり、相応の時間を要することや、再商品化手法、事業採算性、温室効果ガス排出量の低減などの計画段階から、静岡市と事業者が密に連携し、協議を進める必要があることが確認できた。

4 今後について

最適な事業手法を検討の上、事業者募集などを進めていきます。

【問い合わせ先】

静岡市環境局ごみ減量推進課 企画係

担当：田村、萩原

電話：054-221-1075

メール：gomigenryou@city.shizuoka.lg.jp

一般廃棄物処理業等許可に係る制度の見直しについて

○一般廃棄物処理業等許可に係る制度の見直しの背景

SDGsの取組の拡大、脱炭素社会に向けた取組の加速、また、これらを背景とした人々の価値観の変革といった時代の潮流を踏まえ、静岡市では、第4次静岡市総合計画における生活・環境分野の取組として、「循環型社会を目指した廃棄物政策の推進」を掲げている。

当該計画では、循環型社会を目指した廃棄物政策の推進に必要な施策に「ごみのさらなる減量に向けた協働の推進」を掲げているが、近年、静岡市の市民一人当たりのごみ総排出量は横ばい傾向にあり、さらなるごみ減量のためには、これまでに実施してこなかった大胆な取組が求められる。

令和5年3月に改定した「静岡市一般廃棄物処理基本計画」においては、基本施策として『静岡版「もったいない運動」の推進』と『事業系ごみの減量化・資源化』を掲げている。

今般、その主な具体施策として、「家庭ごみからのプラスチック分別によるリサイクルの推進」と「事業系ごみの新たな再資源化手法の導入」に取り組むこととした。

1 静岡市における一般廃棄物処理の現状

(1) 一般廃棄物処理の原則

一般廃棄物(家庭ごみ及び事業所から排出される産業廃棄物以外のごみ)の処理は、市町村にその責任があり、市町村は、区域内で発生する一般廃棄物の処理に関する計画を定め、その計画に従い処理することとされている。

市による処理(直営又は委託による処理)が困難な場合は、一般廃棄物処理業の許可を受けた者(許可業者)に処理させることができる。

ただし、許可業者の業務は、市の業務を補完する公共性の高い業務であることから、許可業者の濫立による経営悪化等を招くことのないよう、必要十分な許可に留めるものとされている(H26.10.8環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)。

※ 処理とは、廃棄物の収集運搬又は処分(中間処分及び最終処分)のことをいう。

※ 廃棄物の区分(定義)

- ・産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法律施行令で定められた廃棄物(20種類)
- ・一般廃棄物：産業廃棄物以外の廃棄物(「家庭ごみ」、「事業活動に伴って生じた20種類以外のごみ」)

(2) 静岡市の一般廃棄物処理

静岡市では、現在、市内で発生する一般廃棄物は、市の清掃工場焼却・熔融処分後、市の最終処分場で埋立処分している(ただし、発生する熱や熔融スラグ等は有効活用している。)ほか、一部を既存の一般廃棄物処分業の許可業者(2業者)で処分している。

また、処分施設までの収集運搬については、市の直営及び委託又は一般廃棄物の収集運搬業の許可業者で対応している。

ア 現状処理における課題

処理能力という観点では、市の清掃工場で市内の一般廃棄物の処分が可能であるが、処理方法という観点では、市の清掃工場では、焼却・溶融（熱回収、溶融スラグ生成）に限られ、資源循環を目的とした再生利用（リサイクル）が出来ていない。

また、焼却・溶融といった方法は、その他の処理方法と比べ、一般的に多くの温室効果ガスの発生が見込まれる。

そのため、静岡市が循環型社会の形成やカーボンニュートラルを推進するためには、一般廃棄物においてもリサイクルを目的としたシステムの構築が必要である。

イ 一般廃棄物処理業等許可の現状

（ア）静岡市における一般廃棄物処理業等許可の方針

前述1（1）に記載したとおり、市による処理が困難な場合は、一般廃棄物処理業者に処理させることができるが、これまで静岡市では、1（2）アに記載のとおり、静岡市清掃工場が、市内で発生する一般廃棄物を適正に処理するための十分な処理能力を有していることから、静岡市一般廃棄物処理基本計画において、一般廃棄物処理業等の新たな許可を行わない方針としてきた。

（イ）一般廃棄物処理業許可及び一般廃棄物処理施設の設置許可数

表1：許可の種類ごとの件数（令和5年4月時点）

収集・運搬業	処分業	施設設置（※）
49 業者	2 業者	6 施設（1 施設）

※表中（ ）内の数値は、設置許可施設中、再生利用を目的とした施設数

注）取り扱う廃棄物が、特定家電、し尿・浄化槽汚泥又は動物の死体のみであるものは除く。

注）施設設置許可は、他者の廃棄物の処理が可能な施設に限る。

2 一般廃棄物処理基本計画の見直し

（1）見直した理由とその内容

近年、SDGs 等に取り組む企業から、「自らが排出する廃棄物の処理をリサイクル出来る業者に依頼したい」、また、廃棄物処理業者からは、「企業などの要請を受け、リサイクル施設の整備を検討したい」という相談が寄せられるようになり、社会全体として循環型社会の形成に向けた要請が強くなってきた。

しかしながら、静岡市の現状の処理では、前述1（2）のとおり循環型社会の形成やカーボンニュートラルを推進するための処理が困難となっている。

そのため、市による処理が困難な場合の対策として、一般廃棄物処理業者による処理を検討した結果、令和5年度からの当該計画においてこれまでの方針を見直し、「循環型社会形成の観点から、その処理後の生成物が有効利用（活用）されることが確実であると認められる場合には、必要に応じて一般廃棄物処理に係る許可を行っていく」ことで、静岡市の一般廃棄物処理を補完することとした。

（2）今後可能となる処理と期待できる効果

これに伴い、一般廃棄物処理業等の許可を受けた民間事業者により市内でのリサイクル処理が可能となる。このため、リサイクルが可能な一般廃棄物の処理を許可業者

に誘導することで、市の清掃工場における焼却・溶融処理量が抑制され、温室効果ガスの発生や最終処分場への埋立量の削減ができるとともに、資源の循環効果が期待できる。

特に、小売事業者や飲食店から排出される「生ごみ」や公共施設などから排出される「剪定樹木」などは、一定量まとまった排出が見込まれることから、これらを分別し、リサイクル処理することができるようになる。

表2：分別が考えられる廃棄物とリサイクルの例

分別が考えられる一般廃棄物の例		リサイクル処理の例
生ごみ（給食残飯、売れ残り商品等）		<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス発電原料の製造 ・堆肥の製造 など
剪定樹木等		
食用油	※事業者から排出するものは産業廃棄物に該当するため、家庭から排出されるものに限る。	<ul style="list-style-type: none"> ・BDF（バイオディーゼル燃料）、SAF（バイオジェット燃料）原料の製造 など

➔（参考）別紙「生ごみのリサイクル処理の流れ」参照

3 今後のスケジュール

市の清掃工場におけるごみ処理量の削減及び資源循環を図るため、市内におけるリサイクル施設の設置・運営に必要な許可を行うことで、一般廃棄物処理を民間リサイクル施設に誘導する。

(1) 一般廃棄物処理業者

時 期	内 容
令和5年9月	一般廃棄物処理業等許可関連規程制定のためのパブリックコメント ・（仮称）一般廃棄物処理業等許可に関する審査基準 ・（仮称）一般廃棄物処理施設等の設置及び維持管理等に関する指導要綱
10月末	関連規程の施行及び周知開始
同	許可申請受付開始
～早ければ～ 令和6年2月	許可業者による一般廃棄物処理開始

(2) 一般廃棄物排出事業者等

許可事業者による一般廃棄物の受入開始に伴い、排出事業者等にもリサイクル処理を呼びかけしていく。

担当：環境局ごみ減量推進課（221-1075）
環境局 廃棄物対策課（221-1363）

生ごみのリサイクル処理の流れについて

1 静岡市における生ごみ処理の現状

(1) 事業者から排出される生ごみ

事業者（農家など個人事業主を含む。）から排出される「生ごみ」の処理は、大きく分けて次の2つに分類することができる。

ア 食品製造業や食品加工業等から排出される食品残渣（動植物性残渣）

食品の製造や加工の過程で排出される食品残渣は、産業廃棄物に分類されるものであり、その処理は、動植物性残渣の処理が許可された産業廃棄物処理業の許可業者が、排出事業者の委託を受けて行っている。

静岡市には、複数の許可業者があり、市内の食品製造等事業者は、この許可業者に処理を委託することができるが、産業廃棄物の処理に域内（市内）処理の原則は無いため、市外の許可業者に委託することも可能となっている。

また、その処理の方法としては、堆肥化、飼料化又は焼却処分等により行われる。

なお、産業廃棄物処理業者により、堆肥化や飼料化の処理が行われる場合にあつては、その生成物は、農家等へ有機肥料等として販売されている。

注）動植物性残渣・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第4号に定める「食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物」をいう。

注）域内（市内）処理の原則・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」）第6条の2の規定に基づき、「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。」とされている。

イ 上記ア以外の事業者から排出される食品残渣（生ごみ）

生ごみは、あらゆる事業者から排出されるが、主に飲食業や（スーパーなど）小売業、農家等からの排出が多くを占めている。

これらの事業者から排出される「生ごみ」は、事業系の一般廃棄物に分類され、その処理は、原則、市町村が行うものとされており、現状、静岡市においても市の清掃工場で手数料（1,100円/100kg）を徴収して処理しているが、市による処理が困難な場合は、一般廃棄物処理業の許可業者により処理させることができるとされている。

なお、静岡市内には、生ごみのリサイクルを行える一般廃棄物処理業の許可業者は無い（これまで新たな許可を行っていない。）。

※市町村が行う処理・・・上記ア 注）域内（市内）処理の原則と同じ

(2) 家庭から排出される生ごみ

上記（1）のように事業活動に伴って排出された食品残渣に対し、家庭から排出されるものは、全て一般廃棄物であり、市町村が処理することとなっている。

現状、静岡市では、可燃ごみとして収集し、市の清掃工場で焼却・溶融処理しており、生成された溶融スラグは、建設資材や農業用肥料として有効活用している。

なお、事業系の一般廃棄物の処理と同様、市による処理が困難な場合は、一般廃棄物処理業の許可業者による処理が認められている。

（3）その他

堆肥製造の流れとして、上記（1）（2）のごみ処理とは別に、一部、有価取引の場合が考えられる。例えば、一定の均一した余剰食材を売払い、堆肥製造業者による堆肥化が行われる場合があるが、その実態は確認できていない。

2 許可制度の見直し（要綱等の制定）により可能となる生ごみの処理

静岡市では、資料2-3_2（1）に記載のとおり、**循環型社会の形成に向けた社会全体からの要請に対応するため**、令和5年3月に一般廃棄物処理基本計画を改定し、市による処理が困難な場合の対策として、「循環型社会形成の観点から、その処理後の生成物が有効利用（活用）されることが確実であると認められる場合」には、**必要に応じて一般廃棄物処理に係る許可を行っていくこととした。**

現在、新たな許可に必要な手続等を定めた要綱の整備を行っており、要綱等の整備完了後、許可申請の受付が可能となるため、早ければ令和6年2月には堆肥化施設が稼働する。

その結果、上記1（1）イ又は（2）に記述した一般廃棄物の処理方法に、民間の一般廃棄物処理業許可業者によるリサイクル（堆肥化、飼料化）処理が追加され、**生ごみの堆肥化、飼料化といった資源循環が可能となる。**

⇒ 排出事業者は、これまでの「焼却」の一択から、「リサイクル」選択が可能となった。

3 期待される効果と課題

（効果）

- ・市の清掃工場における焼却・溶融処理量が抑制される。
- ・焼却処理で発生する温室効果ガスや最終処分場への埋立量が削減できる。
- ・資源の循環が成立し、新たな資源の使用抑制が図られる。

（課題）

- ・生成肥料の販路確保
- ・処理施設周辺の生活環境への配慮

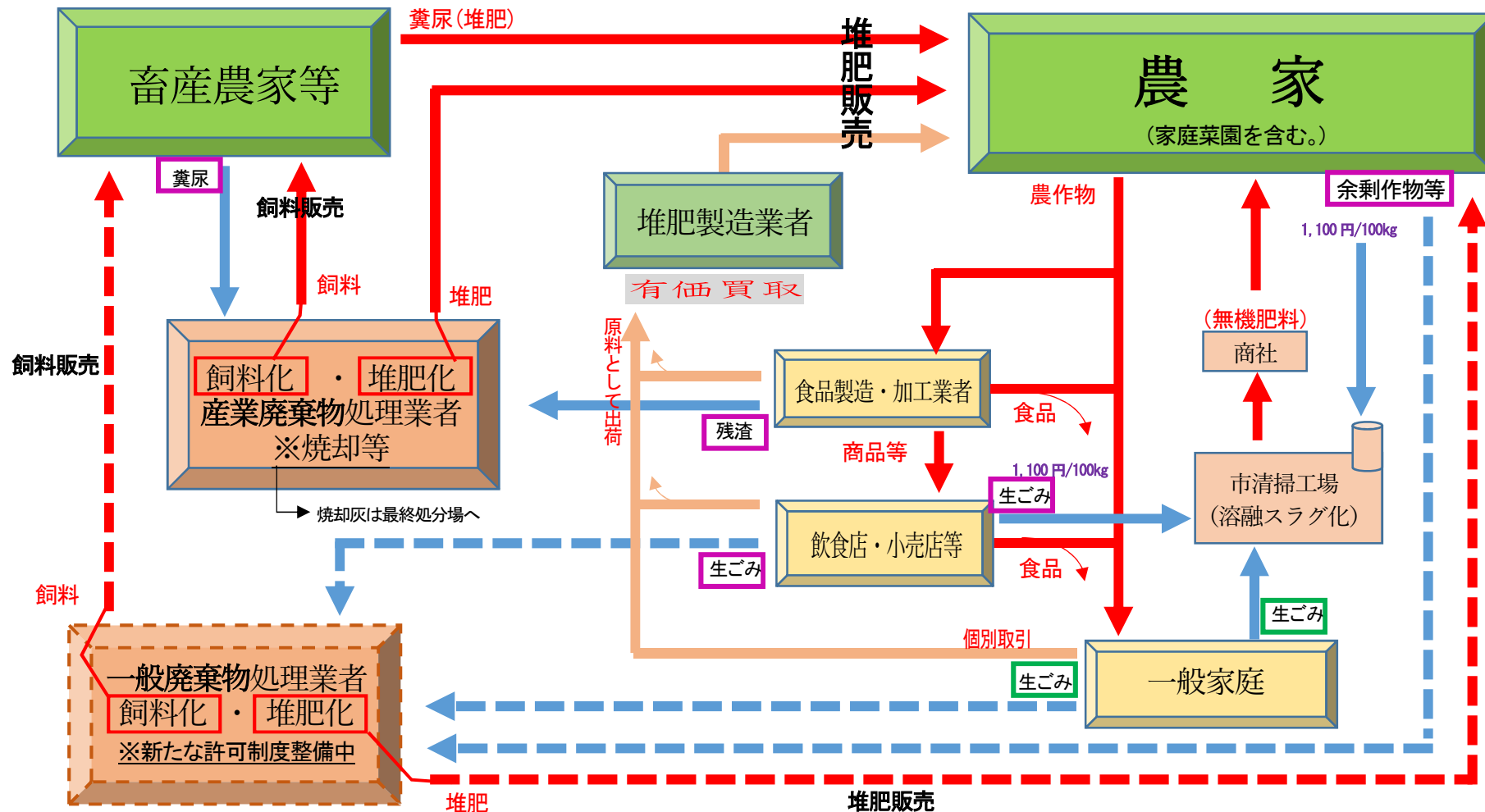
生ごみリサイクルに係る処理フロー

「新たな仕組み」

- (赤実線) : 現状の有価取引
- (青実線) : 現状の廃棄物処理 (委託)
- - - (赤実線) : 今回の要綱※等制定 (新たな許可) 後、可能となる有価取引
- - - (青実線) : 今回の要綱※等制定 (新たな許可) 後、可能となる廃棄物処理 (委託)
- (茶実線) : 現在も可能な有価取引であるが、実態は確認できない処理

※ (仮称) 一般廃棄物処理施設等の設置及び維持管理等に関する指導要綱 (令和5年10月施行見込)

□ (緑) : 市が費用負担 □ (紫) : 排出者が費用負担



※新たに一般廃棄物処理施設の設置を許可することで、清掃工場における焼却から堆肥化への移行に寄与